

# 復興プロセス標準書

大規模災害からの復興に係る

情報収集・確認調査

最終報告書別冊

平成 25 年 11 月

(2013 年)

独立行政法人

国際協力機構 (JICA)

株式会社  
株式会社

首都圏総合計画研究所  
地域計画連合

基盤

JR

13-249

# 復興プロセス標準書

大規模災害からの復興に係る  
情報収集・確認調査  
最終報告書別冊

平成 25 年 11 月  
(2013 年)

独立行政法人  
国際協力機構 (JICA)

株式会社 首都圏総合計画研究所  
株式会社 地域計画連合

# 復興プロセス標準書

## 目次

第1部	復興プロセス標準書の目的と構成	1
	(1) 目的	1
	(2) 復興プロセス	1
	(3) 構成	2
第2部	第1章 救急・応急対応をする	3
	1) 災害対策本部を設置・運営する	4
	2) 救助・救急活動をする	6
	3) 避難所の開設と運営をする	8
	4) 飲料水・食料・生活必需品等を供給する	10
	5) 医療・救護活動をする	12
	6) ごみ・し尿処理をする	14
	第2章 復旧・復興体制をつくる	17
	1) 復興の指令塔をつくる（復興本部の設置・運営）	18
	2) 人的・物的な被害状況を把握する	20
	3) がれきを処理する	22
	4) 震災復興計画をつくる	24
	5) 財源を確保する	26
	6) 広報・相談体制をつくる	28
	7) ボランティアと連携をはかる	30
	第3章 すまいと暮らしを再建する	33
	1) 緊急に住宅等を確保する（仮設市街地づくり）	34
	2) 恒久住宅を供給する	36
	3) 仕事を回復する、つくる	38
	4) 公的サービスを回復する	40
	5) こころのケアを進める	42
	第4章 安全な地域をつくる	45
	1) 公共土木施設の災害復旧をする	46
	2) 安全な市街地・集落をつくる	48
	3) 都市基盤・生活基盤を整備する	50
	4) 文化を再生する	52
	第5章 産業・経済を復興する	55
	1) 中小企業を再建する	56
	2) 観光を再生する	58
	3) 農林水産業を再建する	60
	第6章 事前対策に取り組む	63
	1) 事前復興計画をつくる	64
	2) 防災教育を推進する	66



# 第1部 復興プロセス標準書の目的と構成

## (1) 目的

この復興プロセス標準書（以下、標準書）は、我が国における幾多の災害経験並びにそこで得られた教訓を踏まえて、災害に見舞われた場合、標準的にどのような復興プロセスをたどり、どのような復興施策を展開したらよいかを取りまとめている。

JICA が途上国の災害復興支援を行う際に、JICA 担当者の手引きとして、さらには将来的には JICA が支援する被災国の復旧・復興担当者にチェック・リストとして活用してもらうことを目的として作成したものである。

ただし、その内容は復旧・復興時における日本の法制度や仕組みを前提にしているため、支援する被災国の法制度等の枠組みとは相違することもあることに留意して提供・活用されたい。

## (2) 復興プロセス

この標準書では復興への時間軸上の区分（＝復興に至る段階）とそれに呼応して設定される施策目標を組み合わせたダイアグラムを復興プロセスと位置付ける。

### ●復興への時間軸上の区分

①平時、②避難生活期、③復興始動期、④本格復興期、の4区分とする。

### ●施策目標

①救急・応急対応をする、②復旧・復興体制をつくる、③すまいと暮らしを再建する、④安全な地域をつくる、⑤産業・経済を復興する、⑥事前対策に取り組む、の6項目とする。

### ●復興プロセス

この両者の組み合わせによる復興プロセスは図1のとおりである。なお、この図では標準書で提起する施策目標を具体化する施策項目まで含めて表現している。

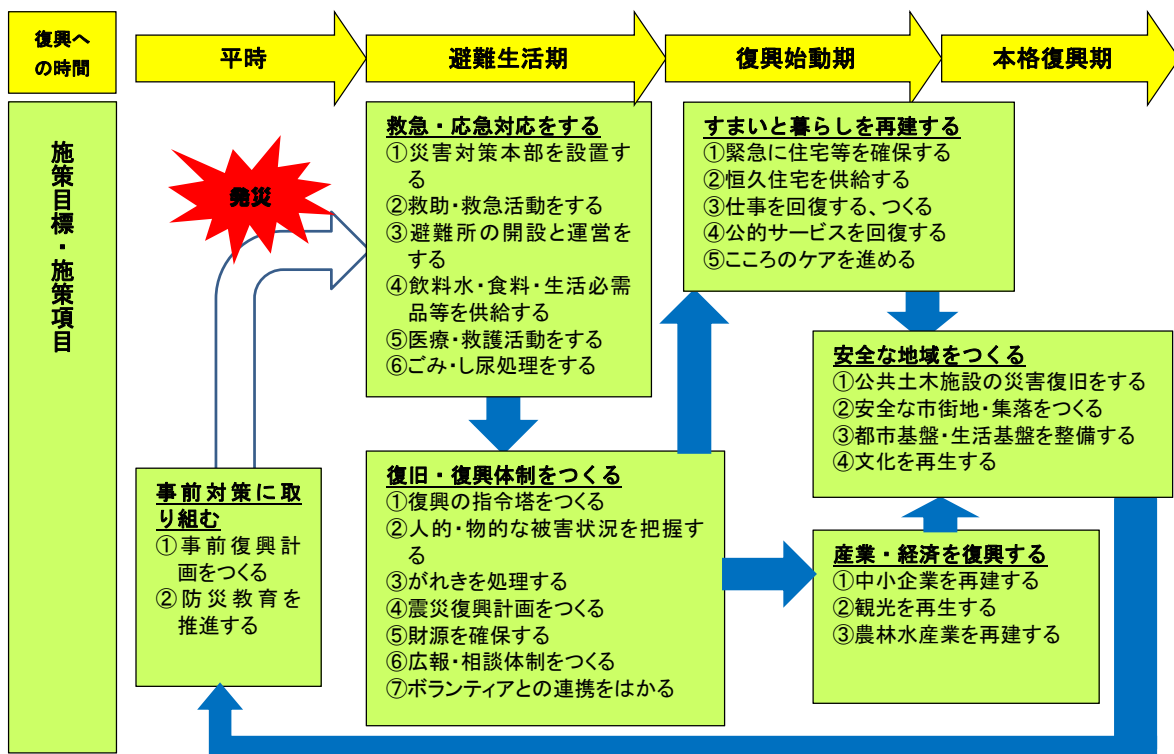


図1. 復興プロセス

(3) 構成

標準書は、表 1 の項目及び記述内容で構成されている。

表 1. 標準書の項目・記述内容

項目	記述内容
施策名	・施策目標を実現するために、被災自治体を実施すべき行動・施策項目
内容	・その行動・施策はどのような考え方で取り組むのかの内容
根拠法・制度	・その行動・施策の根拠となっている、日本の法・制度名
具体的な行動 及び手順・方法	・被災自治体を実施すべき具体的な行動・施策と、実施時期、実施の手順や方法
担い手別主な役割	・被災自治体とその他の主体の主な役割
留意点	・施策を実施する上で留意すべき事項
事例※	・日本における過去の震災害 6 事例、東日本大震災、及び海外での JICA の支援事例から、当該施策の参考になると思われる事例
海外でできること	・途上国において取り組むことが可能と考えられる事項

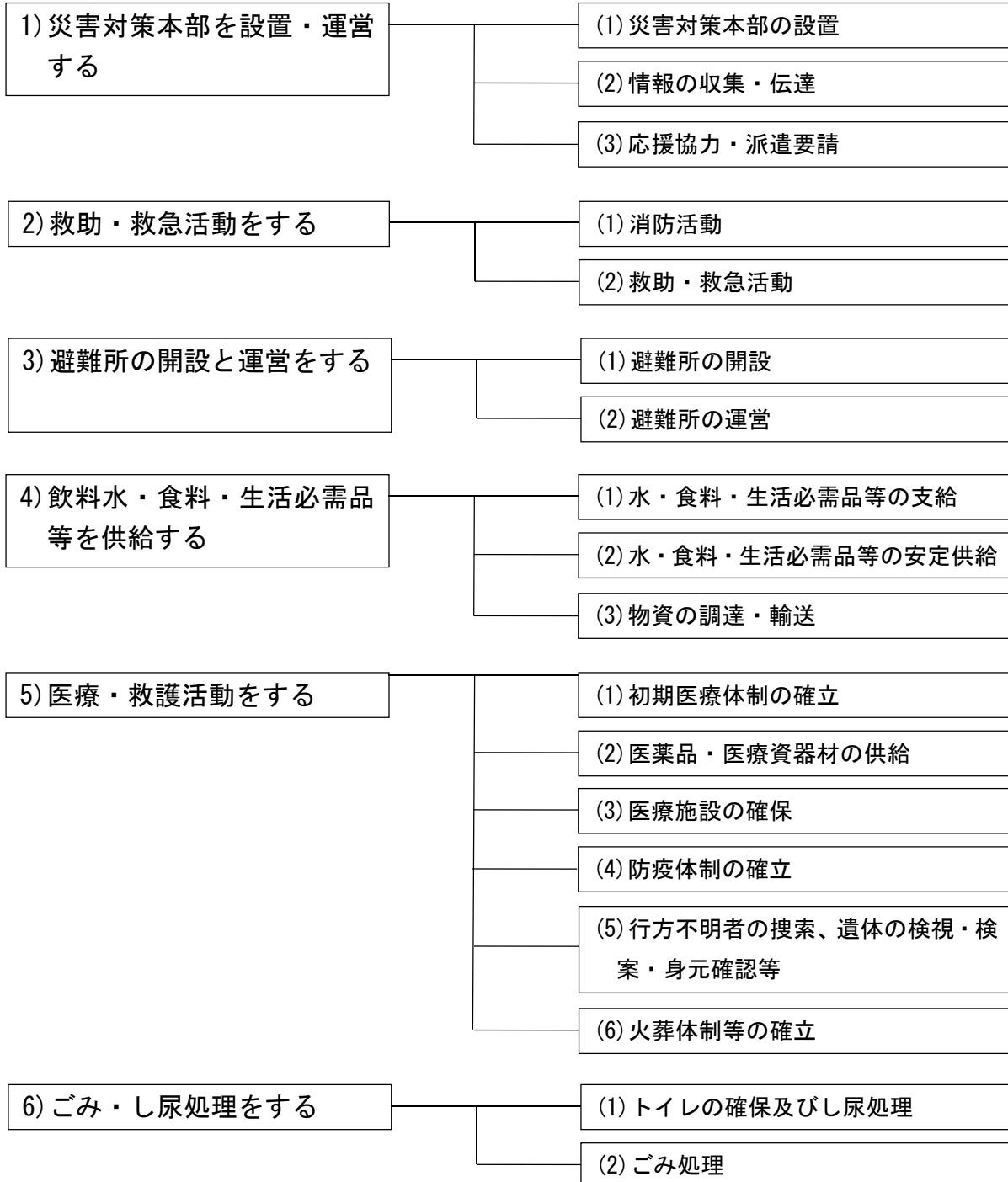
※事例の出典は以下の通り

- < A > 大規模災害からの復興に係る情報収集・確認調査 レポート本編
- < B > 内閣府／阪神・淡路大震災 総括・検証 調査シート
- < C > 内閣府／災害復旧・復興施策の手引き（案）
- < D > 内閣府／阪神・淡路大震災 教訓情報資料有
- < E > 復興庁／復興に向けた取組事例（復興推進委員会資料）
- < F > ネットアクションHP
- < G > 東日本大震災女性支援ネットワーク 2012「災害支援事例集」
- < H > 岩手日報
- < I > 河北新報
- < J > 福島民報
- < K > 日経 BP 社
- < L > 日本経済新聞
- < M > 毎日新聞
- < N > 建設通信新聞
- < O > 三陸経済新聞
- < P > 復興庁ホームページ
- < Q > 東洋経済ONLINE
- < R > 三陸河北新報社
- < S > 宮城県連携復興センター事業報告書
- < T > 岩手県・宮城県・福島県連携復興センターHP
- < U > 長岡市災害対策本部／中越大震災 ～自治体の危機管理は機能したか（ぎょうせい）
- < V > 朝日新聞

## 第2部

### 第1章 救急・応急対応をする

#### ○施策実施のための枠組み



## 第1章 救急・応急対応をする

施策	1) 災害対策本部を設置・運営する		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害が発生した場合には、被災自治体はいち早く被害規模等の情報収集を行ない、その情報に基づき災害対策本部を設置するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動等の最優先に対処すべき課題に対して対策を講じる必要がある。</li> <li>●被災自治体の災害対策本部は、広域自治体や国とも緊密な連絡をとりながら、各種緊急対策に取り組む。</li> </ul>		
根拠法・制度	災害対策基本法、災害救助法、大規模地震対策特別措置法、地域防災計画		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 災害対策本部の設置	被災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>①被災後、すみやかに庁舎内に災害対策本部を設置する。</li> <li>②各防災機関（行政・消防・警察等）は、迅速な初動態勢によって応急活動を開始する。</li> </ul>
	(2) 情報の収集・伝達	被災直後	①災害時に各防災機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報等を行う。
	(3) 応援協力・派遣要請	被災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>①被害が広範囲に及ぶ場合は、被災していない他の自治体や民間の応援協力を求める。</li> <li>②必要に応じて軍隊に災害派遣を要請する。</li> </ul>
担い手別 主な役割		発災～1か月程度	
	被災住民	○人命救助	
	NPO等	○人命救助	
	企業等	○人命救助	
	自治会等	○人命救助	
	自治体	○人命救助、被災状況把握 ○応援協力・派遣要請	
	広域自治体 国	○救出・救助活動の調整	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政職員の参集の遅れや、情報収集体制の乱れが考えられるので、事前に職員の参集ルールを定めたり、多様な手段による情報収集と伝達体制を整備しておくことが必要である。</li> <li>●平常時から関係機関との連携を強化しておくことが必要である。</li> </ul>		



事例	<p><b>&lt;住民たち自らが災害対策本部を設置&gt;</b>  ○岩手県大槌町吉里吉里地区は、津波によって甚大な被害にあったが、その直後に住民は一致団結し、災害対策本部を設置（元消防団長を本部長として、地区の自治会長、自主防災組織トップ、小学校長が中心となった）。道路のがれきを自ら撤去し、避難所では女性たちが炊き出しを行うなど、コミュニティの強い結束により避難生活を乗り切った。（2011年/東日本大震災）&lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;情報収集体制の混乱&gt;</b>  ○災害情報の収集や伝達に関して生じた大きな問題は、国や地方自治体、警察、消防などの防災機関の初動体制が迅速に立ち上がらず、災害の初期段階での被害の全貌がなかなかわからなかったということである。阪神・淡路大震災以前の震災時において、これほど行政機関の情報収集体制が乱れたことはなく、この情報収集体制の混乱によって被害状況の把握が非常に困難になってしまったという事情もあった。（1995年/阪神・淡路大震災）&lt;B&gt;</p> <p><b>&lt;兵庫県による初期の情報発信&gt;</b>  ○1月18日午前6時20分、知事の緊急記者会見実施。以後22日までの間は、災害対策総合本部の会議終了の都度、定例的に被害状況、避難者の状況、緊急物資対策、住宅対策、ライフラインの状況等について、一日に2回ないし3回の発表。20日より地域防災計画による放送協定に基づきNHK、サンテレビ、AM-KOBE、Kiss-FMから定期的に生活情報を発信。ただし、避難所にテレビやラジオが配付されだすまでには震災後一週間程度を要した。また、避難の際にラジオを持出した人は8%程度だった。（1995年/阪神・淡路大震災：兵庫県）&lt;C&gt;</p> <p><b>&lt;物理的な消失により、自治体からの情報が伝わらない&gt;</b>  ○震災発生時には、南三陸町防災庁舎、大槌町庁舎のように、通信の途絶や庁舎の被災等により、被害状況の把握や報告・発信等への支障が多く発生した。（2011年/東日本大震災）&lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の活躍&gt;</b>  ○リエゾンとは、地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害の発生時に、地方公共団体へ派遣される国土交通省職員のこと、災害情報等の情報収集、災害応急対策の支援等を行う。東日本大震災では、東北地方整備局徳山局長の被災自治体への何でも支援（“間屋のオヤジ”活動）が注目された。（2011年/東日本大震災）&lt;A&gt;</p>
海外でできること	<p>○緊急事態の指令塔としての災害対策本部の立上げ</p> <p>○災害対策本部による情報の受発信、関係機関等との調整</p>

## 第1章 救急・応急対応をする

施策	2) 救助・救急活動をする		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模な災害が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くを救うことになる。このため、自治体は被害の状況に応じた機動的な対応や、関係救助・防災機関との円滑な連携ができる体制の強化が必要である。</li> <li>●自治体単独での対応には一定の限界があり、初動時から円滑な広域応援の調整が必要である。また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保が必要である。</li> <li>●地震直後の応急対策は発災後72時間以内、地震後の復旧対策は発災後1週間を目途とする。</li> </ul>		
根拠法・制度	災害救助法、災害対策基本法、地域防災計画、関係事業者との協定		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 消防活動	被災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>①延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。</li> <li>②震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。</li> <li>③延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。</li> </ul>
	(2) 救助・救急活動	被災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>①救助・救急隊は、救助・救急資機材を活用して組織的に人命救助・救急活動を行う。救急機動部隊の効果的な投入を行う。</li> <li>②救助・救急活動に必要な重機、救急資機材等に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。</li> <li>③救急活動に当たっては、救護所を設け、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、傷病者の救護に当たる。</li> <li>④救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車、ヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。</li> </ul>
担い手別 主な役割		発災～72時間程度	
	被災住民	○安全の確保、人命救助	
	NPO等	○人命救助	
	企業等	○人命救助	
	自治会等	○人命救助	
	自治体	○人命救助、被災状況把握	○道路の障害物除去 ○被災者への食料等の供給
	広域自治体 国	○救出・救助活動の調整 ○災害派遣部隊の派遣	○支援物資搬送 ○海外からの救援部隊等受入れ
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の实情に応じて、災害の発生や被害状況等を想定しておき、救助・救急活動の方針を平常時に定めておく必要がある。</li> <li>●災害は発生原因や時間の推移によって状況が変化するので、その対応にあたっては、臨機応変の取り組みが大切である。</li> </ul>		

事例	<p><b>&lt;すべての火災現場での消火活動は不可能&gt;</b>  ○阪神・淡路大震災では、震災当日の火災発生件数は197件にのぼり、しかも午前6時までに、このうちの約100件が発生した。また、火災発生箇所が広範囲であり、かつ同時多発的に発生したことから、要員・資機材ともに不足が生じ、消防がすべての火災現場に駆け付け消火活動を行うことは実質的に不可能な状態であった。(1995年/阪神・淡路大震災) &lt;B&gt;</p> <p><b>&lt;孤立集落の発生・ヘリコプターによる全村避難&gt;</b>  ○県や市町村、県警、消防など関係機関と報道機関は、有線電話や携帯電話も通信不能となった中山間地の被害状況を把握することに長い時間を要した。例えば、山古志村の情報は発生翌日まで県や報道機関に全く届かなかった。それ以外の孤立集落でも余震の続く中、住民代表者らが崩れて危険な山道を何キロも歩いて、行政機関に救援要請をしたケースもあった。  全村避難となった山古志村住民は、発災 4 日後の 24 日から自衛隊のヘリコプターで順次救出された。(2004 年/新潟県中越地震) &lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;救急資機材の不足のなか、あらゆるものを使って救助した&gt;</b>  ○阪神・淡路大震災では、多数の家屋等が倒壊し、救出・救助を求める人々が地元消防や警察に殺到、また、救助資機材が絶対的に不足し、消防署などにも救出の資機材を求める声が殺到、スコップ、バール、エンジンカッター、チェーンソー、のこぎり、ハンマー、ジャッキなど、あらゆるものが使われた。(1995年/阪神・淡路大震災) &lt;B&gt;</p>
海外でできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政庁舎の防災拠点化（庁舎の安全化、救援基地、必要資機材の備蓄、情報機器の装備）</li> <li>○行政、住民の防災訓練の実施</li> <li>○行政のBCP（事業継続計画）、BCM（事業継続 マネジメント）の策定</li> <li>○他自治体との相互応援協定</li> <li>○関係事業者との協定（食品、建設、運輸、医療、情報関係等の民間団体）</li> <li>○海外からの救援部隊の受入れ体制の整備</li> </ul>

第1章 救急・応急対応をする

<p>施策</p>	<p>3) 避難所の開設と運営をする</p>																										
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に受入れ、保護するために開設する学校、公民館等の建物をいう。自治体はあらかじめ避難所を指定し、住民に周知しておく。</li> <li>●避難所に指定された建物は、平常時に耐震性等を確認しておき被災者の安全性を確保することが求められる。</li> <li>●避難所の運営においては、プライバシーの確保や生活環境を良好に保つように努めることが重要である。また、管理責任者に女性を配置するなど、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等ジェンダーの視点等に配慮する必要がある。</li> <li>●避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう「避難所管理運営マニュアル」を作成しておく。</li> </ul>																										
<p>根拠法・制度</p>	<p>災害救助法、災害対策基本法、水防法、地すべり等防止法、地域防災計画</p>																										
<p>具体的な行動及び手順・方法</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">具体的行動</th> <th style="text-align: center;">実施時期</th> <th style="text-align: center;">手順と方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="311 772 579 1093"> <p>(1) 避難所の開設</p> </td> <td data-bbox="587 772 810 1093"> <p>発災～ 72時間以内</p> </td> <td data-bbox="810 772 1436 1093"> <p>①避難所の被災者受入れは、コミュニティ単位に編成し、防災市民組織等と連携して班を編成した上で行う。 ②避難所には管理責任者を置き、女性や災害時要援護者の視点に配慮する。 ③被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、各種情報媒体を活用する。 ④避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受入れるため、野外に受入施設を開設する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1093 579 1276"> <p>(2) 避難所の運営</p> </td> <td data-bbox="587 1093 810 1276"> <p>発災72時間以降</p> </td> <td data-bbox="810 1093 1436 1276"> <p>①避難所で被災者に食料・飲料・生活必需品の供給・貸与を行う。 ②避難者の健康状態を維持するため、必要な保健活動を行う。 ③避難所の運営に女性の参画を推進する。 ④避難所でボランティアの受入れを進める。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	具体的行動	実施時期	手順と方法	<p>(1) 避難所の開設</p>	<p>発災～ 72時間以内</p>	<p>①避難所の被災者受入れは、コミュニティ単位に編成し、防災市民組織等と連携して班を編成した上で行う。 ②避難所には管理責任者を置き、女性や災害時要援護者の視点に配慮する。 ③被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、各種情報媒体を活用する。 ④避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受入れるため、野外に受入施設を開設する。</p>	<p>(2) 避難所の運営</p>	<p>発災72時間以降</p>	<p>①避難所で被災者に食料・飲料・生活必需品の供給・貸与を行う。 ②避難者の健康状態を維持するため、必要な保健活動を行う。 ③避難所の運営に女性の参画を推進する。 ④避難所でボランティアの受入れを進める。</p>																	
具体的行動	実施時期	手順と方法																									
<p>(1) 避難所の開設</p>	<p>発災～ 72時間以内</p>	<p>①避難所の被災者受入れは、コミュニティ単位に編成し、防災市民組織等と連携して班を編成した上で行う。 ②避難所には管理責任者を置き、女性や災害時要援護者の視点に配慮する。 ③被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、各種情報媒体を活用する。 ④避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受入れるため、野外に受入施設を開設する。</p>																									
<p>(2) 避難所の運営</p>	<p>発災72時間以降</p>	<p>①避難所で被災者に食料・飲料・生活必需品の供給・貸与を行う。 ②避難者の健康状態を維持するため、必要な保健活動を行う。 ③避難所の運営に女性の参画を推進する。 ④避難所でボランティアの受入れを進める。</p>																									
<p>担い手別 主な役割</p>		<p style="text-align: center;">発災～72時間以内</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">被災住民</td> <td>○避難所への移動</td> </tr> <tr> <td>NPO等</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>企業等</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>自治会等</td> <td>○被災者の誘導</td> </tr> <tr> <td>自治体</td> <td>○避難所の確保 ○被災者の誘導 ○被災者への食料等の提供</td> </tr> <tr> <td>広域自治体 国</td> <td>○避難所確保の支援 ○避難所開設状況の把握</td> </tr> </tbody> </table>	被災住民	○避難所への移動	NPO等	—	企業等	—	自治会等	○被災者の誘導	自治体	○避難所の確保 ○被災者の誘導 ○被災者への食料等の提供	広域自治体 国	○避難所確保の支援 ○避難所開設状況の把握	<p style="text-align: center;">発災72時間～</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">被災住民</td> <td>○避難所の運営参画</td> </tr> <tr> <td>NPO等</td> <td>○避難所の運営支援</td> </tr> <tr> <td>企業等</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>自治会等</td> <td>○避難所の運営参画</td> </tr> <tr> <td>自治体</td> <td>○避難所の運営支援 ○被災者への食料等の提供</td> </tr> <tr> <td>広域自治体 国</td> <td>○同左 ○被災者の他地区への移送調整</td> </tr> </tbody> </table>	被災住民	○避難所の運営参画	NPO等	○避難所の運営支援	企業等	—	自治会等	○避難所の運営参画	自治体	○避難所の運営支援 ○被災者への食料等の提供	広域自治体 国	○同左 ○被災者の他地区への移送調整
被災住民	○避難所への移動																										
NPO等	—																										
企業等	—																										
自治会等	○被災者の誘導																										
自治体	○避難所の確保 ○被災者の誘導 ○被災者への食料等の提供																										
広域自治体 国	○避難所確保の支援 ○避難所開設状況の把握																										
被災住民	○避難所の運営参画																										
NPO等	○避難所の運営支援																										
企業等	—																										
自治会等	○避難所の運営参画																										
自治体	○避難所の運営支援 ○被災者への食料等の提供																										
広域自治体 国	○同左 ○被災者の他地区への移送調整																										
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地内又は被災地近傍での民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める必要がある。</li> <li>●在宅避難者（避難所で生活せず食事のみを受け取りに来ている被災者）の情報把握と、支援措置の検討も必要である。</li> </ul>																										

<p>事例</p>	<p>&lt;過酷な避難生活。健康に影響&gt;  ○指定避難所の多くは、小中学校の講堂・体育館などの大規模施設であったが、特に病弱者や高齢者、乳幼児などにとって苛酷な環境であり、避難当初から健康に悪影響を及ぼした。(1995年/阪神・淡路大震災)&lt;B&gt;</p> <p>&lt;多様な人々に配慮した避難所運営&gt;  ○JICA は、二本松にて青年海外協力隊の派遣前訓練を行っているが、県の要請に基づき、3月14日より訓練所を一時避難所として開放し、被災者を支援した。避難所内では最大450名が滞在し、集団生活に伴う多くの課題が発生した。JICA は参加型ワークショップを開催し、住民との協働で避難所生活の環境改善を図った。また、避難住民の把握・分析を行い、特にケアを要する高齢者や若い母親らに対して必要な支援を実施した。特に発展途上国の支援で活躍した協力隊OB/OGの支援により、高齢者向け健康体操教室や児童・生徒向けの学習支援、キッズルーム運営等を行い、数か月にわたる避難者の生活を支えました。女性リーダーを含むグループ会議の運営により、ジェンダーに配慮した具体的な支援につながったものもあった。(2011年/東日本大震災)&lt;A&gt;</p> <p>&lt;避難所における女性専用スペースの設置・活動&gt;  ○ビックパレットふくしまは、数万人規模のイベント可能なコンベンションセンターであるが、震災時は一時、2,500人を収容する福島県内最大の避難所であった。避難所運営にあっていた県職員が、「着替える場所がない」など女性の声を聞いて、女性専用スペースの設置に至った。専用スペースでは、安心してくつろげる場の提供、女性の安全確保のための取り組み、女性のための物資等の提供、ストレス解消のための楽しめる場の提供などを行い、過酷な状況における避難生活の改善を目指した。(2011年/東日本大震災)&lt;A, G&gt;</p>
<p>海外でできること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の事前指定</li> <li>○避難所になる学校等の公共施設の安全な場所への建設</li> <li>○指定された避難所における非常時利用のための雨水貯留設備、ソーラーパネル等の付設、食料・飲料水などの備蓄</li> <li>○災害時要援護者やジェンダーに配慮した避難所運営マニュアルの整備</li> <li>○避難所運営訓練の実施</li> <li>○民間宿泊施設借上げに関する事前協定の締結</li> </ul>

## 第1章 救急・応急対応をする

施策	4) 飲料水・食料・生活必需品等を供給する		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者に供給する必要がある。</li> <li>●食料・生活必需品については、備蓄量の増大と調達先の拡大により、発災後3日分の確保に努める。</li> <li>●水については、地震により水道施設が被害を受けた場合、早急に被害箇所を復旧するとともに、その間、応急給水により必要な飲料水等を確保する。</li> </ul>		
根拠法・制度	災害救助法、災害対策基本法、地域防災計画		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動 (1) 水・食料・生活必需品等の支給	実施時期 発災後 72時間以内	手順と方法 ①避難所等において食品等を支給する。 ②被災世帯に対して生活必需品を供(貸)与する。 ③応急給水塔及び浄水場(所)・給水所等の給水拠点で応急給水を行う。給水拠点から遠い地域では、車輛による応急給水を行う。 ④被災後、断水した場合の避難所への給水は学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用する。
	(2) 水・食料・生活必需品等の安定供給	地震後 4日目以降	①震災後4日目以降、米飯の炊出しによって給食する。
	(3) 物資の調達・輸送	地震後 4日目以降	①広域的に物資輸送の要請・調達を行う。 ②生活必需品等については、市場の流通確保を進める。 ③調達した食料・生活必需品等を広域輸送基地、そして地域内輸送拠点に輸送する。 ④地域内輸送拠点で受入れた物資を、避難所等へ輸送する。
担い手別 主な役割		発災～72時間	被災後数か月
	被災住民	—	—
	NPO等	—	○救援物資の配布支援
	企業等	—	○救援物資の収集・輸送
	自治会等	○救援物資の受入れ・配給	○同左
	自治体	○水・食料・生活必需品等の供給 ○救援物資の受入れ	○同左 ○同左
広域自治体 国	○救援物資の調達、輸送	○同左	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者など災害時要援護者、食事制限のある人や子供、男女のニーズの違いに一定の配慮をした食料・生活必需品を確保する必要がある。</li> <li>●発災時における物資輸送を的確に行うことが出来るように、物流事業者等の活用を視野に入れた物資輸送体制の強化が必要である。</li> </ul>		

事例	<p>&lt;避難所での食料問題&gt;</p> <p>○必要食料供給数の把握が困難であったことに加え、被災地域外からの支援を受け入れる体制が充分ではなかったため、避難者全員に食料が行き届かない等の問題が生じた。また、避難所によっては輸送ルートからはずれ食料が届かなかつたり、高齢者等が冷えたおにぎりや弁当で体調を崩したりするなどの問題も指摘された。(1995年/阪神・淡路大震災)&lt;B&gt;</p> <p>&lt;コミュニティで避難所を立ち上げて必要物資を分け合う&gt;</p> <p>○陸前高田市長洞集落では、分断された半島で既存コミュニティを生かして避難所を立ち上げた。各家にある物資を持ち寄り、あるものを整理し、皆で緊急時を乗り切った。(2011年/東日本大震災)&lt;A&gt;</p> <p>&lt;断水、医療機関はピンチに&gt;</p> <p>○地震による揺れや液状化等によって配水管を中心に多くの水道施設で被害が発生し、兵庫県内の10市7町では全給水戸数の90%に相当する126万5,730戸で断水した。特に水を大量に必要とする医療機関ではその機能維持すら困難な状況になり、緊急に飲料水を確保する必要があった。(1995年/阪神・淡路大震災)&lt;B&gt;</p> <p>&lt;岩手県遠野市における後方支援&gt;</p> <p>○遠野市は、広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプとしてだけでなく、支援物資の集積・分配の場として活躍。「地震・津波災害における後方支援拠点施設整備構想(H19策定)」に基づき、東日本大震災以前に大規模防災訓練も実施していた。(2011年/東日本大震災)&lt;A&gt;</p>
海外でできること	<p>○水・食料・生活必需品等の備蓄</p> <p>○円滑な物資の搬送調整、車輛調達等が行えるよう、物流事業者などの関係機関と連携した実践的な訓練</p> <p>○石油燃料の供給体制の整備</p>

## 第1章 救急・応急対応をする

施策	5) 医療・救護活動をする		
内容	<p>●災害時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定され、災害発生直後、多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。また遺体については、死者への尊厳と遺族の感情に十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱うことが求められる。</p> <p>●被害情報を効率的（一元的）に集約して、発災直後から限られた医療資源を最大限活用できるようにコーディネート体制を構築し、速やかな初動医療体制を確保する、医薬品等の供給体制を強化する、火葬体制の確立を図ることなどが必要である。</p>		
根拠法・制度	災害救助法、災害対策基本法、地域防災計画		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 初期医療体制の確立	被災～1週間程度	<p>①被害状況を効率的（一元的）に集約して発災直後から限られた医療資源を最大限活用できるようにコーディネート体制を構築し、速やかな初動体制を確保する。</p> <p>②搬送先や搬送方法などの迅速な調整及び広域搬送拠点と連携した広域搬送を実施する。</p> <p>③保健活動班・巡回精神相談チームなどを通して医療支援を行う。</p>
	(2) 医薬品・医療資器材の供給	同上	①医薬品等の安定供給を行う。
	(3) 医療施設の確保	同上	<p>①災害拠点病院を通じて、医療機関の空床の利用や収容能力の臨時拡大等を図るなど医療施設を確保する。</p> <p>②医療機関及び救護所等の情報を収集、分析できる体制を整備する。</p>
	(4) 防疫体制の確立	同上	①感染症の発生及びまん延を防止するため、被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ確に行う。
	(5) 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	同上	①行方不明者の捜索、遺体の検視・検案*には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるので、遺体収容所の確保を図り、火葬手続きを迅速に実施する。
	(6) 火葬体制等の確立	同上	<p>①棺や火葬場を確保し、速やかに火葬場への遺体の搬送を行う。</p> <p>②広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。</p>
*検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。			
担い手別 主な役割		発災～72時間	被災後1週間程度
	被災住民	—	—
	NPO等	—	—
	企業等	—	—
	自治会等	—	—
自治体	<p>○人的被害、医療機関の被災状況、活動状況の把握</p> <p>○避難所への医療救護所の設置</p>	<p>○防疫活動の実施</p> <p>○火葬許可証の発行</p>	
広域自治体 国	○医療救護に関する総合的な指揮命令、連絡調整	<p>○自治体の防疫活動の支援</p> <p>○広域火葬体制の整備</p>	
留意点	<p>●医療資器材等の備蓄の充実と、製薬事業者も活用した医薬品等の供給体制の強化</p> <p>●医療施設の耐震化の促進やライフラインの確保及び情報共有など医療基盤の強化</p> <p>●関係機関と連携した検案医の養成や広域的な火葬体制の充実などによる火葬の迅速化 などが必要。</p>		



<p>事例</p>	<p><b>&lt;医療機関相互の連携で混乱&gt;</b>  ○医療救護班等の派遣部隊の受入体制が整っていなかったことに加え、医療機関相互の連携、医療機関と他機関との連携が不十分であったことなどから、被災地域で混乱が見られた。重篤患者を後方医療機関に搬送する場合も、被災地域内の医療機関自らが実施する事例もあった。(1995年/阪神・淡路大震災) &lt;B&gt;</p> <p><b>&lt;最大被災地の医療崩壊を救った石巻赤十字病院&gt;</b>  ○発災と同時に、石巻赤十字病院は災害拠点病院として予め用意してあったマニュアルに従い、全職員が配置につきトリアージと治療の準備を完了。多くの救急患者が運び込まれ、最大で震災2日後には1日1,251人も急患が運び込まれた。本来、石巻市では地震などの災害時、市内の医療機関が連携して対応するはずであったが、大津波の影響により、ほぼ全ての医療機関が機能停止。大津波の到達もなく、また、災害拠点病院として、自家発電や緊急時の水などを備えた石巻赤十字病院が石巻都市圏20万人を一手に背負うことになった。全国から120人ほどの医師が石巻赤十字病院に応援に駆けつけ、当院職員と共に対応に当たった。(2011年/東日本大震災) &lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;輸血用の血液の確保・品質保持に難渋&gt;</b>  ○発災翌日、兵庫県センターは在庫血液を保持していたものの、ライフラインの被害により、品質保持が問題になった。また、通信・交通麻痺の中、医療機関の血液需要の把握が困難な状態になった。さらに、震災翌日以降は、採血・製剤等のめどが立たず、他の血液センターから血液を確保する必要があった。(1995年/阪神・淡路大震災) &lt;B&gt;</p>
<p>海外でできること</p>	<p>○DMAT(Disaster Medical Assistance Team)の結成  (大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム)</p> <p>○医薬品、医療資機材の備蓄</p> <p>○医療関係団体との災害時協力協定の締結</p> <p>○関係者による医療・救護活動の訓練</p>

第1章 救急・応急対応をする

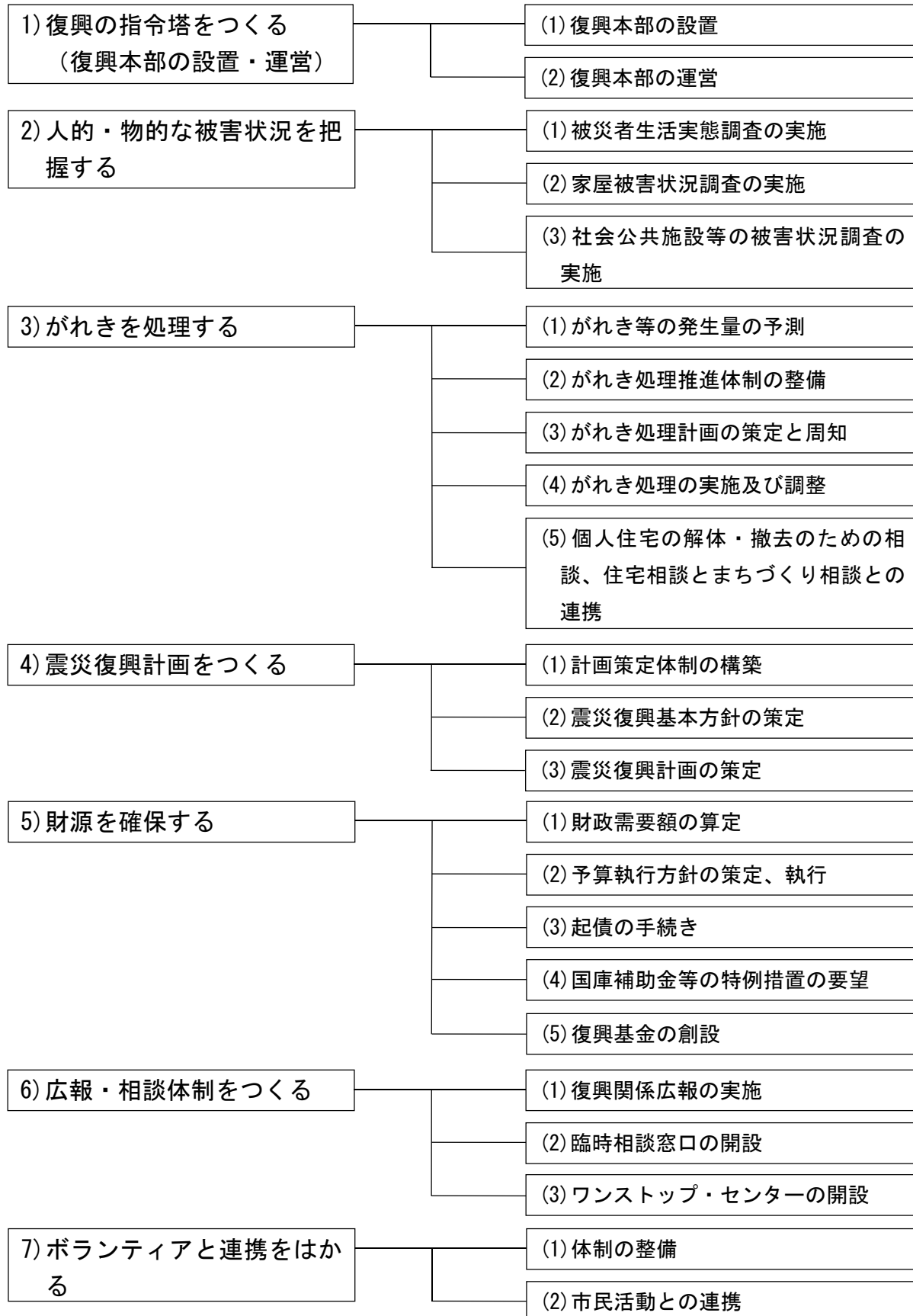
施策	6) ごみ・し尿処理をする		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●震災後の被災者の生活再建を迅速に実施するためには、被災者の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。具体的には被災地の衛生状態の確保と、被災者の健康保持のため、生活ごみとし尿処理の迅速化が必要である。</li> <li>●被災自治体は、被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出し、一時的集積場所の決定やごみ処理計画を速やかに策定して迅速にごみ処理を進める。</li> <li>●各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定して、下水道施設での処理を実施する。</li> </ul>		
根拠法・制度	災害救助法、災害対策基本法、地域防災計画		
具体的な行動及び手順・方法	<p style="text-align: center;">具体的行動</p> <p>(1) トイレの確保及びし尿処理</p>	<p style="text-align: center;">実施時期</p> <p>発災～1か月程度</p>	<p style="text-align: center;">手順と方法</p> <p>①被害状況、収集場所等の情報を基に、汲み取りを必要とするし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター及び主要管まぎよのマンホールなどに搬入する。</p> <p>②仮設トイレ等を設置する場合は、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。</p>
	<p>(2) ごみ処理</p>	<p>発災～</p>	<p>①ごみ処理は被災自治体が主体的に対応する。</p> <p>②被災状況に応じて広域処理が必要な場合は、広域自治体は収集・運搬機材や人員等の確保調整を図る。</p>
担い手別 主な役割		発災～72時間	
	被災住民	—	
	NPO等	—	
	企業等	—	
	自治会等	—	
	自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○し尿収集計画の策定、処理実施</li> <li>○ごみ処理計画の策定、処理実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○し尿処理の実施</li> <li>○ごみ処理の実施</li> </ul>
広域自治体 国	○広域処理の調整		○広域処理の調整
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ処理のための適切な一時的な集積場所や最終処分場の確保と、広域処理体制の構築が必要。</li> <li>●し尿処理についても、避難所における災害用トイレの確保と広域的な処理に関する調整が必要。</li> </ul>		

事例	<p><b>&lt;避難所に汚物の山&gt;</b>  ○断水により水洗トイレが利用できなくなったので、避難所などでは汚物の山が出来た。プールの水を利用するなどの工夫をこらしてトイレを確保したところもあった。(1995年/阪神・淡路大震災)&lt;D&gt;</p> <p><b>&lt;大量の発生ごみ対応に自衛隊の応援を&gt;</b>  ○ごみ収集は1月末に通常の収集形態に復帰したが、災害によるごみ発生量が多く、積み残しがあったため、神戸市では自衛隊に要請し、一部の市では他自治体の応援を求めるなどして、緊急対応をした。(1995年/阪神・淡路大震災)&lt;D&gt;</p> <p><b>&lt;震災ごみの仮置場確保に難渋&gt;</b>  ○震災ごみの仮置場用地の確保は、緊急活動なり物資基地等の救援活動、あるいはがれき置場、仮設住宅用地等と競合することになり困難を極めたが、臨海部に仮置場を設けて荒ごみを主体に処理した。(1995年/阪神・淡路大震災)&lt;D&gt;</p>
海外でできること	<p>○ごみ処理の広域的処理体制の構築  ○災害用トイレの備蓄</p> <p>【(参考) JICA で実施中 (済み) 案件】  ・インドネシア国バンダ・アチェ市し尿処理施設復旧</p>



## 第2章. 復旧・復興体制をつくる

### ○施策実施への枠組み



## 第2章. 復旧・復興体制をつくる

施策	1)復興の指令塔をつくる（復興本部の設置・運営）		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者の生活再建、市街地の復興、産業復興を計画的に推進するため、通常の行政組織とは別に、臨時的組織として震災復興本部（以下「復興本部」という）を設置する。</li> <li>●復興本部は、発災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、震災復興基本方針及び震災復興計画を早期に策定することにより、震災復興後の、市民生活ビジョン、都市ビジョン、産業ビジョン、震災復興計画の到達目標、事業指針等を明確に示すとともに、具体的な震災復興事業の推進役を担う指令塔の役割を担う。</li> <li>●復興本部内に復興に係る政策決定機関として「復興本部会議」を設置する。同会議の主な決定事項は、復興基本方針と復興計画の策定等である。また復興事業に係る進行管理、調整等の結果は、この会議に報告、了承されなければならない。</li> </ul>		
根拠法・制度	災害対策基本法		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1)復興本部の設置	被災後1週間程度	①震災被害が甚大で、迅速かつ計画的な震災復興施策の遂行が必要と判断した時は、震災復興本部を設置する。
	(2)復興本部の運営	被災後1週間程度	①復興本部長は、復興本部会議を招集し、主宰する。
		随時	①本部会議は、復興に係る基本方針、事業計画、財政計画、人事計画等重要事項を審議する。
	随時	①復興本部長は、震災復興施策の進行を管理する。	
担い手別 主な役割		発災～1週間程度	被災後1週間～
	被災住民	—	○復興計画への意見
	NPO等	—	○同上
	企業等	—	○同上
	自治会等	—	○同上
	自治体	○復興本部の設置	○復興本部の運営
	広域自治体 国	—	○復興計画の広域調整 ○復興事業への支援
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興本部会議には外部の適切な専門家の参加・協力を得ることも必要である。</li> <li>●復興計画の立案に関しては、住民や事業者の意向を十分に反映させる必要があり、また復興事業の進捗に関しても、住民・事業者への適切な情報開示がなされなければならない。</li> </ul>		

<p>事例</p>	<p><b>&lt;当日に災害対策本部、10日目に震災復興本部&gt;</b>  ○神戸市では震災当日に災害対策本部を設置、発災 10 日目に市長を本部長とする震災復興本部を立ち上げた。(1995 年/阪神・淡路大震災) &lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;復興庁の設置&gt;</b>  ○被災から 11 か月後の 2012 年 2 月に復興庁、及び出先機関の岩手県復興局、宮城県復興局、福島県復興局が設置された。同庁は、内閣のもとに置かれ、(1)復興に関する国の施策の企画、調整及び実施、(2)地方公共団体への一元的な窓口と支援等を担う。(2011 年/東日本大震災) &lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;復興のための暫定的組織 ～インドネシア国復旧復興局(BRR)～&gt;</b>  ○2005 年 4 月に大統領令により、4 年間の期限付きで設立された。職員(多い時で約 450 名)は各省庁からの出向者がほとんどでアチェに居住地を構えた。BRR 自体が計画を立てて、予算を使うことができる組織であったため、ワンストップに近い形で復旧・復興活動にあたることが可能となった。支援組織・団体は、原則すべて BRR に登録することが義務付けられていた。これにより、BRR が支援の「調整」を行った。BRR がうまく機能した要因としては、クントロ長官のリーダーシップ、現地に拠点を置いた(∴やりながら変えていく、間違ったらそこで修正する、等が必要)点が挙げられる。(2004 年/スマトラ沖地震津波) &lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;一連の復興プロセスを担う組織 ～トルコ国首相府災害緊急管理庁(AFAD)&gt;</b>  ○トルコではマルマラ地震の教訓として、被災直後の危機管理体制の明確化を図った。具体的には予防・応急・復旧プロセスを一元的にコントロールする体制、つまり AFAD を構築した。アメリカの連邦緊急事態管理庁(FEMA)のように被災直後の危機管理としては有効であり、実際、2011 年ワシントン地震の際には効果的であったと評価されている。(1999 年/マルマラ地震) &lt;A&gt;</p>
<p>海外でできること</p>	<p>○復興の指令塔としての復興本部の立上げ  ○住民・事業者の合意に基づく復興計画の立案と公表  ○くらし、都市・市街地、住宅、産業の総合的な観点からの復興計画の立案と公表</p>

## 第2章. 復旧・復興体制をつくる

施策	2) 人的・物的な被害状況を把握する		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民の被害状況は、住宅等の被害状況のみならず、被災前後の生活状況・今後の意向等を把握して、住宅対策・福祉対策等に結び付けていく必要がある。</li> <li>●家屋・住宅の被害状況把握は、がれき処理、応急住宅・恒久住宅対策、生活再建支援、市街地復興の計画立案に必要である。</li> <li>●社会公共施設の被害状況把握は、被災後の住民への公的サービス供給を担保するために重要である。</li> </ul>		
根拠法・制度	災害対策基本法、被災者生活再建支援法		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動（人的）	実施時期	手順と方法
	(1) 被災者生活実態調査の実施	被災後 1週間～ 1か月程度	①調査の実施体制を構築して被災者生活実態調査を実施する。 ②調査結果をデータベース化する。
	(2) 家屋被害状況調査の実施	被災直後～ 1週間	①家屋の被害概況を調査する。
		被災後 1週間程度～	②家屋の詳細被害調査を実施する。 ③調査結果をデータベース化する。
(3) 社会公共施設等の被害状況調査の実施	被災直後 ～2か月	①公共施設の被害状況を調査する。 ②民間の公共的施設の施設設置者の協力を得て被害状況を把握する	
担い手別 主な役割		発災～1週間	被災1週間後～1、2か月
	被災住民	—	○被災者生活実態調査への協力
	NPO等	—	—
	企業等	—	—
	自治会等	—	—
	自治体	○家屋被害概況調査の実施 ○公共施設の被害状況調査	○被災者生活実態調査の実施 ○家屋の詳細被害調査の実施 ○民間の公共的施設の被害状況調査の実施
	広域自治体 国	○各種調査の支援、集約	○各種調査の支援、集約
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者生活実態調査においては、避難所滞在者、自宅残留者、被災地域外への避難・流出者等の全被災者（世帯）を対象としたものにする必要がある。</li> <li>●家屋被害調査、社会公共施設等の被害調査においては、二次災害防止の観点から適切な調査を実施する必要がある。</li> <li>●これらの各種調査はデータベース化して復興計画立案に活用する。</li> </ul>		



事例	<p><b>&lt;被災者のニーズ把握に努めた&gt;</b>  ○兵庫県は、被災住民の実態・動向及び救護対策等の問題点の把握のため、避難所緊急パトロールの活動を通して、震災1か月の間に「福祉施設等の緊急一時入所希望調査」「ボランティアニーズの把握調査」「避難所における健康医療関係調査」「避難所の生活実態調査」を実施した。(1995年/阪神・淡路大震災) &lt;B&gt;</p> <p><b>&lt;発災1～3日で家屋等被害の緊急調査実施&gt;</b>  ○発災後1～3日の間に、各被災地において、家屋等被害の緊急調査が実施された。この調査結果は、当該地震による被害の全体像を早期に把握するための資料としては、極めて有効であったが、調査制度や被災程度の分類にばらつきがあったため、震災復興都市計画等の基礎資料として用いることはできなかった。(1995年/阪神・淡路大震災) &lt;B&gt;</p> <p><b>&lt;津波被災市街地復興手法検討調査の実施&gt;</b>  ○国土交通省は、津波被災市街地の復興に向けた地方公共団体の取り組みを支援するため、2011年度第一次補正予算において71億円を確保し、調査を実施した。具体的には、津波により被災した6県62市町村を対象に、津波浸水エリア、建築物・インフラ等の被害状況、住民の避難状況等の調査を実施し、調査結果を地方公共団体に提供するとともに公表した。また、市町村の要望に応じ6県43市町村において、被災状況や都市の特性、地元の意向等に応じた被災市街地の復興パターンや、具体的な市街地の復興手法について検討し、市町村の復興計画や事業計画作成への支援を行った。(2011年/東日本大震災) &lt;A&gt;</p>
海外でできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察・消防等による人的被害状況の把握</li> <li>○航空写真を活用した家屋被害調査の実施</li> <li>○都市・建築部門の現地調査による家屋・住宅被害状況の把握</li> <li>○所管部門による各種公共施設の被害状況の把握</li> <li>○各種被害状況のデータベース化</li> </ul> <p>【(参考) JICA で実施中 (済み) 案件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイチ地震にあたり、復興ニーズアセスメント調査 (Post Disaster Needs Assessment) 実施のために本邦コンサルタントを派遣</li> </ul>

## 第2章 復旧・復興体制をつくる

施策	3) がれきを処理する		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 震災による建物の倒壊・焼失及び解体により発生するがれきや家具・什器等の廃棄物を適正に処理し、被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に進めるため、的確な状況把握に基づき、「がれき処理基本計画」を策定する。</li> <li>● 速やかに、がれきの処理並びに家屋等の解体・撤去及び処理・処分に関する方針、手続き等を被災地外に避難・流出している住民を含む関係者に周知し、広域的な連携の下で、適切な処理を推進する。</li> </ul>		
根拠法・制度	廃棄物処理法、被災者生活再建支援法 阪神・淡路大震災にかかる震災廃棄物処理事業実施要領（環境省）		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) がれき等の発生量の予測	被災直後	①自治体内の被害状況を確認し、がれきの発生量を予測するとともに、公費負担のがれき処理の対象範囲を定め、公表する。
	(2) がれき処理推進体制の整備	被災直後 ～2週間程度	①自治体内におけるがれき処理推進体制を整備する。
	(3) がれき処理計画の策定と周知	被災後 2週間程度	①発生直後の様々な情報を収集・整理し、自治体内におけるがれき処理の基本方針を明らかにした「がれき処理計画」を策定し、自治体の区域外に避難・流出している住民を含む関係者に広く周知する。
	(4) がれき処理の実施及び調整	被災後 1か月程度以降	①がれき処理計画に従い、自治体内のがれき処理を行う。
	(5) 個人住宅の解体・撤去のための相談、住宅相談とまちづくり相談との連携	被災後 1か月程度以降	①がれき処理計画の実施に伴い、公費負担の対象や申請手続等について申請・相談窓口を設置する。 ②住宅相談と近隣のまちづくりとの調整について相談窓口を設置する。 ③必要に応じ、広域自治体に対して、建築士、税理士等の専門相談員の派遣を要請する。
担い手別 主な役割		発災～2週間程度	被災後1か月程度～
	被災住民	—	○がれき処理作業への従事（雇用）
	NPO等	—	—
	企業等	—	○民間運送会社の協力 ○がれきの分別・処理作業への協力
	自治会等	○がれき処理に関する被災者への情報伝達	
	自治体	○がれき等の発生量の予測 ○がれき処理推進体制の整備 ○がれき処理計画の策定と周知	○がれき処理の実施及び調整 ○がれき処理に係わる各種相談
	広域自治体 国	○廃棄物処理法の運用方針 ○がれき処理の広域調整	○予算執行 ○がれき処理の広域調整
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がれき処理には必要に応じて仮置場を設けて、そこで分別して再利用をはかるもの、最終処分場で処分するものに仕分けて適正に処理することが重要である。</li> <li>● 再利用については、コンクリートがらは路盤材・裏込材・埋め戻し材等に、廃木材はチップ等に、金属屑は仕分けの上再利用等を進めることが必要である。</li> </ul>		

<p>事例</p>	<p><b>&lt;遅れるがれき処理&gt;</b>  ○神戸市の災害廃棄物は、被災地全体での約半数を占めることから、解体作業に取り組むまでに時間を要し、発災後約2か月目に入ってからようやく解体作業が進みだしたが、リサイクル処分の必要から膨大な手作業を必要とする分別作業が伴ったため、仮置場が完全にパンクし、神戸市及び阪神間では、非常手段として野焼きが行われた。(1995年/阪神・淡路大震災:国・地方公共団体)&lt;C&gt;</p> <p><b>&lt;分別でがれき処理を効率化&gt;</b>  ○通常年の100年間分といわれる災害廃棄物が発生した宮城県東松島市では、いち早くがれきの分別収集に踏み切った。19品目に分別リサイクルすることで、焼却処分を総量の3%にまで縮小した。また設備投資をできるだけ避け、分別作業には被災者を雇用している。その結果、最終コストが当初予定から35%削減できる見通しになった。(2011年/東日本大震災)</p> <p><b>&lt;がれき処理を緊急雇用事業として実施&gt;</b>  ○「パキスタン国ムザファラバード復旧・復興計画調査(2006～2007)」では、緊急リハビリ事業としてがれき撤去によるコミュニティエンパワメントを実施。Community-Based-Organizations (CBOs)ががれきの撤去の計画、実施、監理を行った。この事業によって、雇用と収入機会が提供され、市民自らの力で復旧に携わることが出来たと感じられたという点で評価される。(2005年/カシミール大地震)&lt;A&gt;</p>
<p>海外でできること</p>	<p>○がれき発生量の予測  ○がれき処理計画の策定  ○がれきの分別処理の実施  ○被災者雇用によるがれき処理の実施</p>

## 第2章 復旧・復興体制をつくる

施策	4) 震災復興計画をつくる		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興後の住民生活や市街地形成のあるべき姿、仕事の回復のしかた及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする震災復興基本方針を策定、公表する。</li> <li>●基本方針を踏まえて震災復興計画並びに特定分野ごとの復興計画を策定する。</li> <li>●震災復興計画は、作成過程で広く住民等の意見を聴き、反映させる必要がある。</li> <li>●特定分野の都市復興、産業復興などの諸計画は、震災復興計画との整合性を有するものでなければならない。</li> </ul>		
根拠法・制度	被災市街地復興特別措置法、被災者生活再建支援法 大規模災害からの復興に関する法律		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 計画策定体制の構築	被災後 1 週間程度	①震災本部のもとに、震災復興計画を策定するための体制を確立し、円滑な事務執行に努める。 ②震災復興計画の策定に係る総合調整等は、復興本部が中心となって進める。
	(2) 震災復興基本方針の策定	被災後 3 週間程度	①復興に係る基本方針案を作成し、復興本部会議等で審議する。 ②基本方針を決定し、公表する。
	(3) 震災復興計画の策定	被災後 6 か月	①基本方針に基づき各部課において原案を作成し、復興本部で調整を行う。 ②復興本部は、計画案をとりまとめ、住民等に提示し、意見を求める。 ③震災復興計画を決定し、公表する。
担い手別 主な役割		発災～2 週間程度	被災後 1 か月程度～
	被災住民	—	○震災復興計画への意見
	NPO 等	—	○震災復興計画への意見
	企業等	—	○震災復興計画への意見
	自治会等	—	○震災復興計画への意見
	自治体	○計画策定体制の構築	○震災復興計画の策定
広域自治体 国	○震災復興基本方針の策定	○震災復興計画に関する広域調整	
留意点	●住民、事業者、行政が共有できる復興ビジョンを構築する必要がある。震災復興計画は、そのビジョンを実現させるために、どのような復興施策を進めていくかを明確に示すものでなければならない。		

事例	<p><b>&lt;被災程度に応じた復興計画事業の推進&gt;</b></p> <p>○被災区域が広大であり、かつ面的に被災した区域とマダラ状被災区域に分けられたため、復興事業の適用にもプライオリティをつける必要性が生じた。そのため、面的な被災区域では、面的な復興都市計画事業を実施し、まだら上被災区域ではスポット的な改善事業が実施された。(1995年/阪神・淡路大震災) &lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;まちづくり協議会方式の復興計画づくり&gt;</b></p> <p>○震災前に「神戸市まちづくり条例」に基づいて、認定されていたまちづくり協議会が10ヶ所程度存在していた。震災後のまちづくりの合意形成と推進を図るために、主として行政側からの働きかけによって、100か所にも及ぶまちづくり協議会が組織化され、協議を重ねて、具体的なまちづくりに結びつけていった。(1995年/阪神・淡路大震災) &lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;住民の声を反映した復興まちづくり計画策定の取り組み&gt;</b></p> <p>○宮城県東松島市では、復興まちづくり計画策定に際し、地域住民・地域コミュニティの参加を促し、復旧・復興への意欲へつなげていくよう留意した。具体的には、住民自治協議会単位で「地区懇談会」を延べ11回ワークショップ形式で実施し、住民の声を計画に反映する仕組みをつくるとともに、その議論の内容を「地区懇談会(ちくこん)たより」として作成・配布し、情報提供を行った。また、まちづくりの将来構想に関しては、住民自治協議会、総合計画策定委員、NPO、社会福祉協議会、経済団体等で構成する「まちづくり懇談会」を開催し、その成果を「いっしんプロジェクト」に反映している。さらに、中学生ワークショップを開催し、若者が市の将来像に関する話し合いの機会も設けた。(2011年/東日本大震災) &lt;A&gt;</p>
海外でできること	<p>○総合的な震災復興計画、部門別復興計画(都市、住宅、産業、暮らし)の立案</p> <p>○地域の歴史性、地域性を踏まえた復興計画づくり</p> <p>○参加型手法を導入した復興計画づくり</p> <p>【(参考) JICA で実施中(済み) 案件】</p> <p>・パキスタン国ムザファラバード復旧・復興計画調査(2006～2007)</p>

## 第2章 復旧・復興体制をつくる

施策	5) 財源を確保する		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興に当たっては、巨額の財政需要と大幅な税収減が想定されるので、財源の確保は極めて重要である。できる限りの措置を講じて財源を確保し、応急・復旧・復興対策に取り組み、一日も早い住民生活の再建を図る。</li> <li>●財政需要に対応するため、既存の制度の枠内で措置可能なもの、既存の制度の枠を超える特例措置が必要なものについて広域自治体や国に早急に要望する。</li> <li>●行政による復興対策の取り組みを補完し、災害によって疲弊した地域を魅力ある地域として復活させるため、復興に向けてより柔軟な資金運用を可能とする復興基金を創設する。</li> </ul>		
根拠法・制度	災害対策基本法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 財政需要額の算定	被災後 1週間以内	①緊急を要する応急・復旧事業や被災直後の生活支援策に係る財政需要額を算定する。
		被災後 1か月以内	②復興事業の財政需要額を算定する。
	(2) 予算執行方針の策定、執行	被災後 2週間以内	①緊急度の高い対策に要する必要額を確定し、予算執行方針を決定する。 ②同方針に従い、速やかに予算を執行する。
	(3) 起債の手続き	被災後1か月	①災害復旧事業債等の起債の必要額を算定、申請手続きを行う。
	(4) 国庫補助金等の特例措置の要望	被災後1か月	①起債、交付税、国庫補助金等に関する特別措置の要望を広域自治体・国に行う。
(5) 復興基金の創設		被災後 2週間程度	①広域自治体・国と協議の上、復興基金設立を決定する。
		被災後1か月	②復興基金に係る予算措置を行う。 ③復興基金運用のための財団法人を設立する。
担い手別 主な役割		発災～1週間	1週間後～1か月
	被災住民	—	—
	NPO等	—	—
	企業等	—	—
	自治会等	—	—
	自治体	○財源方針の決定 ○予算執行方針の決定	○起債の手続き ○国庫補助金等の特例措置の要望 ○復興基金の設立
	広域自治体 国	○復興予算額の調整	○復興予算額の調整
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興事業を効果的・効率的に進めていくためには、事業や施策の優先順位を検討し、緊急性が高く、事業の波及効果の大きいものから着実に予算化を図ることが必要。</li> <li>●復興基金は地域特性を踏まえた施策を実施することに役立つような運用を工夫する必要がある。</li> </ul>		

<p>事例</p>	<p><b>&lt;復興基金の設立&gt;</b>  ○兵庫県・神戸市は、行政施策を補完し、下記の事業を実施するための財源を確保するために、雲仙・普賢岳噴火で設けられた災害対策基金を参考に、(公益財団法人)阪神・淡路大震災復興基金を設立した。  ①被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業  ②被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業  ③被害を受けた中小企業者の事業再開等産業の復興を支援する事業  ④被害を受けた私立学校の再建等教育・文化の復興に資する事業  ⑤その他、被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業  (1995年/阪神・淡路大震災) &lt;B&gt;</p> <p><b>&lt;義援金を原資とした復興基金&gt;</b>  ○奥尻島の災害は、大きな関心を集め、190億円の義援金が集まり、その70%を原資として奥尻町条例で「復興基金」を132億円の規模で設立した。同基金は被災者の救済を図り、地域住民の自立を支援するとともに、地域の総合的な復興に寄与することを目的としており、住民の自立、農林水産業、商工観光、その他の復興のための幅広い事業が進められた。(1993年/北海道南西沖地震) &lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;復興基金による多様な支援メニュー&gt;</b>  ○中越地震における復興基金は、3,000億円を年2%で運用し、10年間で総額600億円の支援事業をするという仕組みになっている。基金は新潟県が運用し、市町村からの事業提案を県担当課が検討・メニュー化するなどの工夫がなされた。国の補助が受けられない小規模農地の整備を支援する「手作り田直し支援」、高齢被災者に住宅再建費を融資し、死亡後に土地・建物を売却し元金を返済する「リバースモゲージ」、集落所有の集会所やコミュニティの精神的支柱だった鎮守、神社などの再建費補助など、中山間地独自のメニューが準備された。(2004年/新潟県中越地震) &lt;A&gt;</p>
<p>海外でできること</p>	<p>○外債も含めた起債による復興財源の捻出  ○諸外国からの復興支援金の確保  ○復興基金の設立・運用(地域特性を踏まえた柔軟な運用)</p>

## 第2章. 復旧・復興体制をつくる

施策	6) 広報・相談体制をつくる		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興に係る行政の方針や具体的な施策に係る情報、被災地域の生活関連情報等、輻輳する各種の情報を整理し、迅速かつ的確に住民に提供するため、広域自治体と緊密に連携を取りながら、種々の広報活動を展開する。</li> <li>●被災者の様々な生活上の不安や問題に対応するため、被災者からの相談窓口を設け、その生活再建と安定を支援していくことが重要である。そのため、ワンストップで対応できる被災者総合相談所を必要な地域に適切に配置し、被災者相談に応じていく。</li> </ul>		
根拠法・制度	被災者生活再建支援法		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 復興関係広報の実施	被災後 1週間以降	①復興の臨時広報紙を適宜発行して、復興施策の内容や実施状況、生活関連情報を発信する。 ②報道機関、インターネットなどを活用して復興関連情報を適宜発信する。
	(2) 臨時相談窓口の開設	被災後 1週間以内	①各部署に臨時相談窓口を開設して、電話相談に対応する。
	(3) ワンストップ・センターの開設	被災後 1か月程度	①被災者の多様な相談に対応するため、ワンストップ・センターを開設し、必要な情報を総合的かつ一元的に提供する。
担い手別 主な役割		発災～1週間	被災後1週間～
	被災住民	—	—
	NPO等	—	—
	企業等	—	—
	自治会等	—	—
	自治体	○復興関連広報の実施 ○臨時相談窓口の開設	○復興関連広報の実施 ○ワンストップ・センターの開設
広域自治体 国	○復興関連情報の提供	○復興関連情報の提供	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活再建、産業関連、まちづくりに関する各種情報を被災者や事業者にわかりやすく、明確に伝えるための情報伝達のしかたに工夫が必要である。</li> <li>●各種相談においては、被災者の相談や各種申請情報を一元的に把握・管理するとともに、プライバシーへの配慮が重要である。</li> </ul>		



<p>事例</p>	<p><b>&lt;東日本大震災無料法律相談事例集&gt;</b></p> <p>○震災から2年を迎えて、日本弁護士連合会は「東日本大震災無料法律相談事例集」を取りまとめた。震災直後から各地で実施された無料の面談及び電話法律相談について、その相談情報を集約・分析し、東日本大震災無料法律相談情報分析結果をとりまとめた。2012年10月に公表したバージョンでは、その分析対象となる相談情報は約40,000件に上っている。事例集は、前記分析結果から1,000件を選び出し、具体的な相談内容を記したものである。事例集には、被災者の生の声が記録されており、東日本大震災の悲惨さを伝えるとともに、震災後、新たな立法・制度の実現につながった相談事例や、今後の課題を示す相談事例等が掲載されている。(2011年/東日本大震災)&lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;相談員等による一元的な被災者支援に関する取り組み ～釜石地区被災者相談支援センター～&gt;</b></p> <p>○岩手県では、被災者からの相談・問合せに、一元的かつ柔軟に対応するため、発災後4か月に県北・沿岸広域振興局管内の各地に、「被災者相談支援センター」を開設。被災者の生活再建に向けて、専門家(ファイナンシャルプランナー、弁護士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、税理士など)と相談員が様々な相談・問合せに対応している。2012年度からは無料の相談専用ダイヤルの設置、釜石地区被災者連絡会議を開催し、活動状況や支援ニーズの情報共有を図っている。(2011年/東日本大震災)&lt;E&gt;</p> <p><b>&lt;放送を通して情報と町民をつなぐ 災害臨時FMの開設&gt;</b></p> <p>○宮城県山元町では、広報車が津波に流されるとともに、防災無線も使えず、地元の町民に情報を伝える手段がなくなった。そうした中、終の棲家として山元町に移り住んでいた元アナウンサーが中心となって、災害臨時FM「りんごラジオ」を震災から10日後の3月21日、立ち上げた。りんごラジオは、毎日朝7時から夜7時半まで生放送にて、町内の被害状況や安否情報、医療情報など被災者・避難者・町外の人々にタイムリーな情報を届けた。現在では放送時間帯等、変更はしてきているが、引き続き町の情報を伝え続けている。(2011年/東日本大震災)&lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;大槌新聞：地元女性が1人で被災地情報を伝える&gt;</b></p> <p>○岩手県大槌町では2012年6月以降、毎週、約5,400の全世帯に「大槌新聞」が無償配布されている。取材・執筆から印刷・配達の手配まで同町在住の女性が1人で担ってきた。震災から半年後、まちづくり事業を進める社団法人「おらが大槌夢広場」に加わり、取材や編集は未経験だったが、志願して新聞を作り始めた。創刊当初はA3判1枚だった紙面も、タブロイド判4ページとなり、災害公営住宅の整備計画や入居募集の案内などを分かりやすく丁寧に紹介している。今では役場職員が新聞を手元に置き、町民の問合せに答えるほどの存在になっているともいう。(2011年/東日本大震災)&lt;M&gt;</p>
<p>海外でできること</p>	<p>○復興ニュースの発行</p> <p>○被災者相談のためのワンストップ・センターの開設(専門家の動員)</p>

## 第2章 復旧・復興体制をつくる

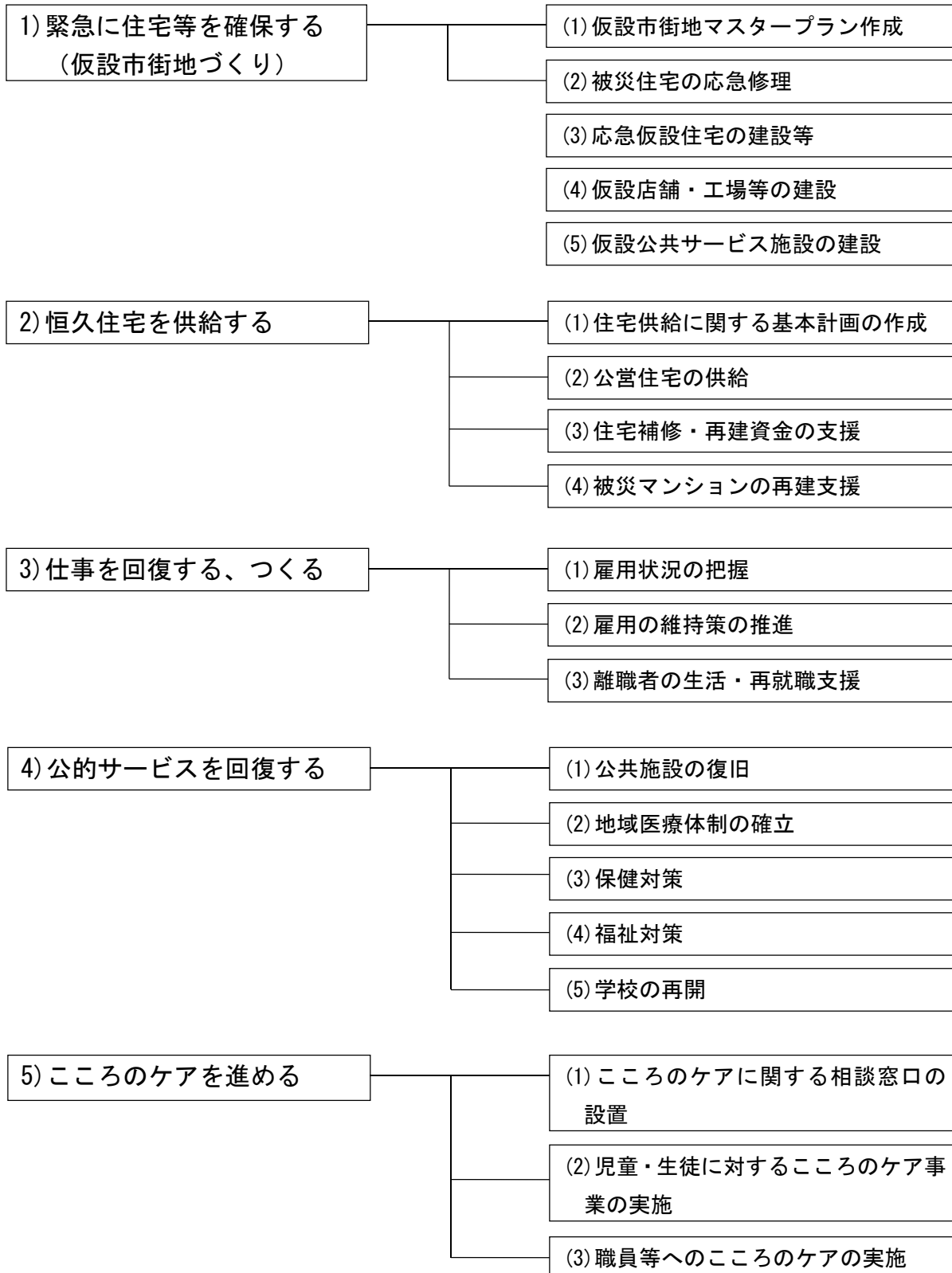
施策	7) ボランティアと連携をはかる		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 震災が発生した場合、ボランティアや NPO 等が効果的に展開できるように、行政は、それらの自主性・自立性を尊重しながら、市民活動と行政活動の間に重複が生じないよう相互に連絡をとりながら、これらの活動に従事する人々が円滑に活動できるような環境整備を図ることが必要である。</li> <li>● 自治体の災害対策本部内にボランティアの対応窓口を設けるとともに、活動拠点を開設して、応急対応のための連携体制を整備する。</li> <li>● 数年にわたる生活復興期に、被災者の自立を支援するボランティアや NPO 等を側面的に支援する。</li> </ul>		
根拠法・制度	ボランティア活動への各種助成制度		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 体制の整備	被災直後～	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ボランティア等活動拠点を開設する。</li> <li>② 被災地での市民活動等の情報を収集し、発信する。</li> <li>③ 地域のボランティアセンター等と連携して活動中のボランティア団体等とのネットワークを充実させる。</li> </ul>
	(2) 市民活動との連携	被災数か月後	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 復興期には、被災地外からのボランティアが撤収しはじめるため、地元の新規ボランティアを育成する必要がある、そのため市民意識を醸成していく。</li> </ul>
その他の担い手による主な行動		被災直後～	被災数か月後～
	被災住民	—	—
	NPO 等	○災害ボランティアの活動	○災害ボランティアの活動
	企業等	○ボランティア活動への参加	○ボランティア活動への参加
	自治会等	—	—
	自治体	○体制の整備	○市民活動との連携
広域自治体 国	○ボランティア活動への支援	○ボランティア活動への支援	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアの地域での受入れは社会福祉協議会が行うことが一般的となってきたが、地域によっては経験不足などにより社会福祉協議会が適切に対応できない事態があるので、その運営支援をすることも必要である。</li> </ul>		

<p>事例</p>	<p><b>&lt;行政と連携したボランティアネットワーク&gt;</b>  ○ボランティアの受付は当初市役所の人事課で行っていたが、市役所全体の機能が混乱している中でボランティアに的確な指示を出すことができなかった。このような状況の中で、行政と連携した新しい形として、「西宮ボランティアネットワーク」(現・NPO日本災害救援ボランティアネットワーク)が誕生し、ボランティア受付業務をボランティア自身が行った。(1995年/阪神・淡路大震災)&lt;C&gt;</p> <p><b>&lt;連携復興センターによるボランティア間の調整&gt;</b>  ○東日本大震災は被災地が広大であるがゆえに被災の様相も県によって異なっている。このため、被災地には地域性を踏まえた地元ボランティア組織が多く生まれた。また、県外からのボランティアも発災直後から活動を継続している。これらの組織間の連絡調整のため、3県それぞれ「連携復興センター」を立ち上げた。「連携復興センター」は、東日本大震災支援全国ネットワーク(JCN)等の全国ネットワークに対し、地域ベースで団体間をつなげる中間支援組織である。(2011年/東日本大震災)&lt;S, T&gt;</p> <p><b>&lt;足湯を通じて被災者に寄り添う&gt;</b>  ○NGOの連携組織である「震災がつなぐ全国ネットワーク」と日本財団が連携して、「震つな×ROAD プロジェクト」を起動させ、足湯ボランティアを派遣し、被災者の癒しのための時間・空間を提供している。「足湯」は東洋医学の一種で、タイなどにお湯を張り、足を温めることで全身の血行が良くし風邪を予防する。本来、自分1人で行うものだが、被災地ではコミュニティの集まりの機会として実施され、ボランティアは足湯を訪れる一人ひとりに向かい合い手を揉みほぐす。ボランティアは足湯を通じて話された言葉(=つぶやき)を可能な限りそのままカードに記す。この「つぶやき」の中には、アンケート等では聞けないような本音やコミュニティ内の被災者の状況といった情報が含まれていることがあり、それらを分析し、ニーズを拾い上げ、復興支援の充実につなげる試みも始められている。(2011年/東日本大震災)&lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;現地 NGO を通して支援をする&gt;</b>  ○「トルコ国日本トルコ仮設村支援事業(2000～2002)」では、本邦 NGO メンバーを専門家として派遣し、地元 NGO の協力を経て、仮設村において女性支援や子どもへの支援を行った。(1999年/マルマラ地震)&lt;A&gt;</p>
<p>海外でできること</p>	<p>○ボランティアの受入れ体制の整備</p> <p>○ボランティアの集散基地・活動基地づくり</p> <p>○中間支援組織の立上げと運営</p>



### 第3章. すまいと暮らしを再建する

#### ○施策実施への枠組み



### 第3章. すまいと暮らしを再建する

施策	1) 緊急に住宅等を確保する（仮設市街地づくり）		
内容	<p>●大きな災害では、多くの住宅や店舗、仕事場などが破壊・消失する事態が起こり得る。そうした場合、過渡的に暫定的な住居や買物・仕事の場、公共的なサービスをする場が必要になり、そうした暫定的な空間を仮設市街地と呼ぶ。</p> <p>●仮設市街地は、復興計画にもとづいてなるべく早期に本設市街地に移行させる必要がある。</p>		
根拠法・制度	災害救助法		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 仮設市街地マスタープラン作成	被災後 2か月以内	①仮設市街地の必要量、可能量を検討し、仮設市街地の配置、構成を示すマスタープランを作成する。
	(2) 被災住宅の応急修理	被災後 1か月以内	①震災によって半壊・半焼した民間住宅のうち利用可能な住家を応急修理する。
	(3) 応急仮設住宅の建設等	被災後 2か月以降	①利用可能な公有地、民有地において応急仮設住宅を建設する。 ②公的住宅、民間住宅の空家を「みなし仮設」住宅として確保する。
	(4) 仮設店舗・工場等の建設	被災後 2か月以降	①利用可能な公有地、民有地において仮設店舗・工場等を建設する。
	(5) 仮設公共サービス施設の建設	被災後 1か月以内	①滅失した公共サービス施設で、緊急に整備を要するものについては、仮設公共サービス施設を建設する。
その他の担い手による主な行動		被災～1か月以内	被災1か月～
	被災住民	—	○応急仮設住宅等への入居
	NPO等	—	—
	企業等	○仮設市街地用地提供	○仮設店舗・工場等への入居
	自治会等	○仮設市街地用地選定	○仮設市街地の管理
	自治体	○仮設市街地マスタープラン作成	○被災住宅の応急修理 ○応急仮設住宅の建設 ○仮設店舗・工場等の建設
	広域自治体 国	○仮設市街地づくりの支援	○仮設市街地づくりの支援
留意点	<p>●仮設市街地づくりの最大の障害は用地確保である。公有地を優先して検討することになるが、不足する場合は民有地も対象とする必要がある。その場合、企業グラウンド、開発予定地などの空地、農地などをまず対象とし、さらには連担した焼失区域等を一括借上げするなどを検討する必要がある。</p> <p>●仮設市街地マスタープランにおいては、地域一括、被災地近接、被災者主体、生活総体の仮設市街地4原則に留意する必要がある。</p>		

事例	<p><b>&lt;コミュニティを尊重した仮設住宅入居&gt;</b></p> <p>○長岡市では当初から、地域のコミュニティを尊重した仮設住宅への入居を検討した。建設地の選定は、被災地にできるだけ近い敷地であるとともに、小・中学校への通学、馴染みの店での買物、町内会活動への参加がしやすいこと等に留意して行われた。(2004年/新潟県中越地震) &lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;応急仮設住宅建設は、都市部は用地難、郊外部へ&gt;</b></p> <p>○阪神・淡路大震災では、兵庫県で48,300戸、大阪府で1,381戸の応急仮設住宅が設置されることとなったが、大量の応急仮設住宅の建設に必要な資材等の調達に当初は困難が生じた。また、特に神戸市など大都市部においては、応急仮設住宅の建設用地の確保が困難となり、結果的には郊外部への大規模仮設団地が誕生することになった。(1995年/阪神・淡路大震災) &lt;B&gt;</p> <p><b>&lt;店舗や福祉施設のある仮設市街地づくり&gt;</b></p> <p>○一般には別々に建設されることが多い仮設住宅と仮設店舗を、東京大学と岩手県立大学の提案により、一体的に整備した仮設市街地が実現した。岩手県釜石市では、仮設住宅 240 戸と診療機能を備えた仮設医療サポートセンター、生活用品の購入が可能な「平田パーク商店街」を備えた仮設市街地が平田総合公園内に設けられた。仮設商店街には、津波で被災した喫茶店、美容室、スーパーマーケットなど 22 店舗が開店された。すまい・生活サービス・仕事の場が一体となった暫定的な生活空間が運営・提供され、復旧から復興へのプロセスを支援する環境が、被災者を物理的にも精神的にも支えている。(2011年/東日本大震災) (A)</p>
海外でできること	<p>○仮設市街地の整備</p> <p>○地場資材、地場工法による各種仮設建築物の建設</p>

### 第3章. すまいと暮らしを再建する

施策	2) 恒久住宅を供給する		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅の再建や応急的な住宅から恒久的な住宅への移行を促進するためのプログラムを作成し、推進する。</li> <li>●自力での住宅の取得・再建等が困難な者に対する公営住宅の供給を図るとともに、民間住宅の補修・再建支援、良質な民間住宅の供給支援を行う。</li> <li>●恒久的な住宅確保を支援するための資金面での支援や、すまい・まちづくり活動に対する支援、各種情報の提供や相談対応を行う。</li> </ul>		
根拠法・制度	公営住宅法、優良建築物等整備事業制度要綱、特定優良賃貸住宅供給促進事業補助要綱、被災者生活再建支援法		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 住宅供給に関する基本計画の作成	被災後 3か月以内	①恒久住宅の必要戸数、供給可能戸数の把握を行ない、住宅復興の基本的な枠組みとしての恒久住宅供給基本計画を策定する。
	(2) 公営住宅の供給	被災後 1か月以降	①自力で住宅を確保できない世帯に対して、公営住宅を供給する。この際、既存の公営住宅の建替・補修、新規整備、入居者資格の緩和、家賃の減免、家賃補助等を行う。
	(3) 住宅補修・再建資金の支援	被災後 3か月以降	①被災者生活再建支援法の居住安定支援制度による資金供与、並びに住宅金融公庫等の資金貸し付けなどによって円滑な住宅再建及び住宅補修に必要な資金面での支援を行う。
	(4) 被災マンションの再建支援	被災後 3か月以降	①被災マンションの再建を進めるため、権利者の合意形成支援、既存不適格建築物の緩和措置の実施、建替支援制度の創設などを行う。
その他の担い手による主な行動		被災後1か月～	
	被災住民	—	○住宅補修、住宅再建 ○マンション再建
	NPO等	—	—
	企業等	—	○住宅補修、住宅再建、マンション再建支援
	自治会等	—	—
	自治体	○住宅供給に関する基本計画作成 ○公営住宅の供給	○住宅補修・再建資金の支援 ○被災マンションの再建支援
広域自治体 国	○恒久住宅供給の支援	○恒久住宅供給の支援	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害後は、公営住宅へのニーズが高まる。しかし大量の公営住宅を抱えることは被災自治体にとって、その後の維持・管理面で長期的な負担が大きい。できるだけ民間の住宅供給を活用・誘導するような住宅の緊急整備計画とすることで、公営住宅建設の負荷を減らし、一方で民間の住宅建設へのインセンティブを与えることが望ましい。</li> </ul>		



<p>事例</p>	<p>&lt;被災者の意向に合わせた住宅再建&gt;  ○津波被害が甚大であった奥尻町の青苗地区では、被災者の再建意向として漁業者は現地再建、その他住民は高台移転を希望していたため、現地嵩上げ(漁業集落環境整備事業)と高台移転(防災集団移転促進事業)をあわせた被災地の復興がなされた。(1993年/北海道南西沖地震:奥尻町)&lt;C&gt;</p> <p>&lt;地域コミュニティに考慮した災害公営住宅の整備に関する取り組み ~井戸端長屋~&gt;  ○福島県相馬市では、被災高齢者の孤立化を防ぎ、地域コミュニティを再構築することを目的に、食堂のスペースや団らんの場となる共助スペースを設けた「共助生活住宅」を整備している。災害公営住宅でありながら、被災した高齢者の孤独化防止や、住民が交流しながら生活できるような工夫が随所にみられるなど、被災地域における地域コミュニティの維持にも資する点が特色である。(2011年/東日本大震災)&lt;E&gt;</p> <p>&lt;民設公営の復興住宅&gt;  ○宮城県仙台市は、供給目標戸数 3,000 戸の復興公営住宅整備の方針を打ち出した。うち市が直接整備を行う復興公営住宅は 1,620 戸であり、残りは民間企業が建てた集合住宅を市が買い取る「民設公営」方式によって整備されることとなった。後者については、土地確保の確実性、立地条件、コミュニティ形成の配慮、土地・建物の価格などの項目を点数化して評価を行い、2013年3月に事業候補者が決定された。2015年3月の完了を目標に整備が進められる。(2011年/東日本大震災)&lt;I&gt;</p>
<p>海外でできること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅供給に関する基本計画の作成</li> <li>○公的恒久住宅の供給</li> <li>○住宅補修・再建の支援</li> <li>○被災マンションの再建支援</li> </ul>

### 第3章. すまいと暮らしを再建する

施策	3) 仕事を回復する、つくる		
内容	●被災者が生活の復興を図るためには安定した雇用が不可欠である。そのため、事業者に対して各種雇用維持制度の周知や雇用維持のための相談対応を実施するとともに、求職者への職業紹介、求人の拡大など、被災離職者の再就職の促進を図る。		
根拠法・制度	雇用保険法、緊急地域雇用創出特別交付金雇用対策法、職業安定法		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 雇用状況の把握	被災直後～	①被災直後から迅速に雇用状況調査を行うとともに、その後も定期的に雇用状況を把握する。
	(2) 雇用の維持策の推進	被災1か月後～	①従業者の解雇を回避するため、雇用調整助成金の活用等により被災事業所等の雇用の維持を図る。 ・事業者への雇用維持の要請 ・公的機関での雇用維持の要請 ・各種事業制度の周知及び活用促進
	(3) 離職者の生活・再就職支援	被災1か月後～	①災害により就労の場を失った者に対する再就職あっせんなどの支援をする。 ・雇用保険制度の活用促進と周知 ・求人・求職動向の把握 ・求人の拡大 ・職業のあっせん
その他の担い手による主な行動		被災直後～	被災後1か月～
	被災住民	—	—
	NPO等	—	○新規雇用の創出
	企業等	○雇用維持	○雇用維持
	自治会等	—	—
	自治体	○雇用状況調査の実施	○雇用維持策 ○離職者の生活・再就職支援
広域自治体国	○雇用状況調査の支援	○雇用維持のための特例措置	
留意点	<p>●雇用状況の調査には、広域自治体、自治体、各種業界団体、組合等の連携による効果的な対応が必要。</p> <p>●雇用維持を促進するためには、雇用維持の支援策を早期に決定し、事業者への周知を徹底することが必要。</p> <p>●被災地域の主要産業が農林水産業の場合、求人需要にも制約があり、災害復旧などの建設需要での一時雇用が見込まれるが、継続した就業支援が求められる。</p>		

事例	<p>&lt;公共事業に被災失業者を雇用&gt;  ○被災地域において計画実施される公共事業にできるだけ多数の被災失業者を雇い入れ、その生活の安定を図ることを目的とした「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」が1995年3月1日に制定された。(1995年/阪神・淡路大震災)&lt;B&gt;</p> <p>&lt;「げんき農場、ゆめ農園」の開設&gt;  ○島外避難により収入の道を絶たれた住民に対し、避難直後から国の緊急地域雇用創出特別事業を活用した緊急地域雇用特別交付金事業が実施された。同事業により、2001年には八王子市内で約1.3haの「げんき農場」、2002年には江東区夢の島で約2.6haの「ゆめ農園」を開設した。これは、営農意欲の維持、雇用機会の確保を図るものでもあり、帰島後の速やかな営農再開の一助となった。(2000年/三宅島噴火災害)&lt;A&gt;</p> <p>&lt;キャッシュネットワークで働く場をつくる&gt;  ○三陸町越喜来等、岩手県及び宮城県の沿岸部では、津波によって漁業機会を失った高齢女性が、外部支援者のプロジェクト支援により、残った漁網でミサンガ(工芸品の一種)を作り、現金収入を得られるようにした(販売価格1,100円、作り手の収入576円、いずれも1本当たり)。外部支援者の宣伝力や品質管理の工夫等を背景に人気が高まり、生産が追いつかない状況になっている。プロジェクト開始から約1年で約1億4,000万円の収入を被災地に生み出した。(2011年/東日本大震災)&lt;A&gt;</p>
海外でできること	<p>○雇用状況調査の実施</p> <p>○災害復旧のためのがれき処理、建設工事での被災離職者の雇用</p> <p>○被災離職者のための職業訓練の実施</p> <p>○新規産業の創出による雇用開発</p> <p>【(参考) JICAで実施中(済み)案件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トルコ国日本トルコ仮設村支援事業：女性の就業支援</li> </ul>

### 第3章. すまいと暮らしを再建する

施策	4) 公的サービスを回復する																				
内容	<p>●復旧・復興施策を進めていく段階では、被災者自身が災害のショックから立ち直り、生活や地域を再建していこうという意識の回復が重要になる。そのためには、医療・保健、福祉、教育等の行政サービス等の役割と機能回復が不可欠である。</p> <p>●各分野に関わる施設の早期復旧をめざし、被災者の各種ニーズに応えるべく、柔軟な体制づくりを進め、被災者支援に当たる。</p>																				
根拠法・制度	激甚法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等																				
具体的な行動及び手順・方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的行動</th> <th>実施時期</th> <th>手順と方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 公共施設の復旧</td> <td>被災直後～</td> <td>                     ①災害によって各種公的サービスが長期間停滞することがないように、関連公共施設の早期復旧と機能保全のための方策に努める。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>施設等の被災状況の把握</li> <li>早期復旧による機能維持</li> <li>仮設・代替施設等による機能維持</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(2) 地域医療体制の確立</td> <td>被災直後～</td> <td>                     ①災害による新たな医療ニーズに対応できるよう、仮設診療所・巡回移動診療所の設置を検討する。                      ②公立医療診療所の早期復旧、民間医療診療所の再建支援を行う。                 </td> </tr> <tr> <td>(3) 保健対策</td> <td>被災直後～</td> <td>①保健診査やメンタルヘルスケア事業を実施し、健康保持に関する支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>(4) 福祉対策</td> <td>被災直後～</td> <td>                     ①被災後の福祉需要の動向を的確に把握し、福祉施設の早期復旧、福祉人材の確保、福祉サービスを必要とする被災者への情報提供を行う。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設の再建</li> <li>在宅福祉サービスの充実</li> <li>生活保護制度の運用</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(5) 学校の再開</td> <td>被災後1週間～3か月以内</td> <td>                     ①小中学校が避難所として長期間通常利用に支障をきたす場合には、早急に代替の教育の場を確保する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>教育施設の復旧</li> <li>教室の確保</li> <li>被災児童・生徒への支援</li> <li>入学試験への対応</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	具体的行動	実施時期	手順と方法	(1) 公共施設の復旧	被災直後～	①災害によって各種公的サービスが長期間停滞することがないように、関連公共施設の早期復旧と機能保全のための方策に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設等の被災状況の把握</li> <li>早期復旧による機能維持</li> <li>仮設・代替施設等による機能維持</li> </ul>	(2) 地域医療体制の確立	被災直後～	①災害による新たな医療ニーズに対応できるよう、仮設診療所・巡回移動診療所の設置を検討する。 ②公立医療診療所の早期復旧、民間医療診療所の再建支援を行う。	(3) 保健対策	被災直後～	①保健診査やメンタルヘルスケア事業を実施し、健康保持に関する支援を行う。	(4) 福祉対策	被災直後～	①被災後の福祉需要の動向を的確に把握し、福祉施設の早期復旧、福祉人材の確保、福祉サービスを必要とする被災者への情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設の再建</li> <li>在宅福祉サービスの充実</li> <li>生活保護制度の運用</li> </ul>	(5) 学校の再開	被災後1週間～3か月以内	①小中学校が避難所として長期間通常利用に支障をきたす場合には、早急に代替の教育の場を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>教育施設の復旧</li> <li>教室の確保</li> <li>被災児童・生徒への支援</li> <li>入学試験への対応</li> </ul>		
	具体的行動	実施時期	手順と方法																		
	(1) 公共施設の復旧	被災直後～	①災害によって各種公的サービスが長期間停滞することがないように、関連公共施設の早期復旧と機能保全のための方策に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設等の被災状況の把握</li> <li>早期復旧による機能維持</li> <li>仮設・代替施設等による機能維持</li> </ul>																		
	(2) 地域医療体制の確立	被災直後～	①災害による新たな医療ニーズに対応できるよう、仮設診療所・巡回移動診療所の設置を検討する。 ②公立医療診療所の早期復旧、民間医療診療所の再建支援を行う。																		
	(3) 保健対策	被災直後～	①保健診査やメンタルヘルスケア事業を実施し、健康保持に関する支援を行う。																		
	(4) 福祉対策	被災直後～	①被災後の福祉需要の動向を的確に把握し、福祉施設の早期復旧、福祉人材の確保、福祉サービスを必要とする被災者への情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設の再建</li> <li>在宅福祉サービスの充実</li> <li>生活保護制度の運用</li> </ul>																		
(5) 学校の再開	被災後1週間～3か月以内	①小中学校が避難所として長期間通常利用に支障をきたす場合には、早急に代替の教育の場を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>教育施設の復旧</li> <li>教室の確保</li> <li>被災児童・生徒への支援</li> <li>入学試験への対応</li> </ul>																			
担い手別 主な役割		被災直後	被災後1週間～																		
	被災住民	—	—																		
	NPO等	—	○専門ボランティアとしての支援																		
	企業等	—	—																		
	自治会等	—	—																		
	自治体	○公共施設の復旧 ○地域医療体制の確立 ○保険対策 ○福祉対策	○学校の再開																		
広域自治体 国	○公的サービスの再開支援	○公的サービスの再開支援																			
留意点	<p>●各施設・機関の復旧状況等については、公的サービスを提供する実施機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う必要がある。</p> <p>●医療・福祉サービスに関しては、需要増が見込まれるので、被災後地域内で対応しきれない場合には、周辺地域での受け入れを進める必要もある。</p>																				

<p>事例</p>	<p><b>&lt;町民電話帳で長期避難者をつなぐ&gt;</b></p> <p>○全町民が原発事故により避難している福島県富岡町では、掲載の同意がとれた町民に限り、「町民電話帳」を作り、すべての世帯に配布した。全国に散り散りになった住民同士が連絡を取りやすくし、励ましあう一助になればとのことで作成された。東京都三宅村の島民が全島避難した際に電話帳を作成したことを参考にしている。(2011年/東日本大震災) &lt;V&gt;</p> <p><b>&lt;包括ケアセンターの設置&gt;</b></p> <p>○宮城県石巻市は、2013年5月、保健、福祉、医療、介護の事業を一体的に展開する「包括ケアセンター」の設置を決めた。市内最大規模の仮設住宅が立ち並ぶ地区に拠点を設け、東日本大震災で被災した高齢者らの健康を支える。同センターは、仮診療所や市社会福祉協議会の訪問支援員、地域包括支援センターのケアマネジャーらと連携し、被災者一人ひとりの健康状態等に関する情報を共有し、個々に求められる福祉、医療などのサービスを円滑に提供していくことになる。(2011年/東日本大震災) &lt;I&gt;</p> <p><b>&lt;原発事故避難による介護職員の離職&gt;</b></p> <p>○2013年5月、福島県の介護老人保健施設の職員のうち121人が原発事故の避難で離職したことが明らかになった。放射能への不安を最も抱くと言われている20～30代の子育て世代が4分の3を超している。補充が進まず、調査実施団体である県老人保健施設協会は「職員の疲弊や介護サービスの質の低下が深刻化している」と危機感を募らせている。(2011年/東日本大震災) &lt;I&gt;</p> <p><b>&lt;避難区域小中学生8割減&gt;</b></p> <p>○福島第1原発事故に伴い避難区域に指定された福島県12市町村の小中学校で授業を再開したのは42校中32校で、小中学生は事故前の8,388人から5分の1以下の1,592人に減少した。小学校は27校中20校、中学校は15校中12校再開に至ったものの、小規模校などは合同授業を余儀なくされている。町民の避難先が広域にわたり、転校先になじみ、戻るのをやめた子がいたことが原因のひとつと言われている。避難区域が一部にとどまり、学校を町内の別の場所に移すだけで済んだ自治体は、転校を最小限に抑え、減少率も低い。(2011年/東日本大震災) &lt;I&gt;</p>
<p>海外でできること</p>	<p>○滅失した公的サービス施設の仮設建設</p> <p>○医療・保健、福祉、教育等の公的サービスの再開</p>

### 第3章. すまいと暮らしを再建する

施策	5) 心のケアを進める		
内容	●災害により健康障害が発生する場合や精神的にダメージ（PTSD：心的外傷ストレス障害）が原因となって身体機能が低下する等の影響を受ける被災者が発生する可能性がある。このような被災者の健康回復・精神的な安定を図るために、健康管理や精神的ケアを行う。		
根拠法・制度	復興基金		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 心のケアに関する相談窓口の設置	被災後1週間～	①災害を経験したことによるショックやストレスによる精神的ダメージに対処するため、相談窓口を開設し、被災者に対するメンタルヘルスケア対策を実施する。 ・心の相談窓口の開設 ・巡回相談の実施
	(2) 児童・生徒に対する心のケア事業の実施	被災後1か月～	①幼少期の被災の経験は、その後の人格形成に大きな影響を与える場合があるので、児童・生徒の心のケア対策を充実させる。 ・児童相談の実施 ・学校巡回相談の実施
	(3) 職員等への心のケアの実施	被災後1か月～	①被災地で復興業務に従事するボランティアや自治体職員等に対して、心のケア対策を進める体制を整備する。
担い手別 主な役割		被災後1週間～	被災後1か月～
	被災住民	—	—
	NPO等	—	○心のケア対策への支援
	企業等	—	—
	自治会等	—	—
	自治体	○心のケア相談窓口の設置	○児童・生徒に対する心のケア事業の実施 ○職員等への心のケアの実施
広域自治体 国	○心のケア対策への支援	○心のケア対策への支援	
留意点	<p>●身体健康管理には、一般的に高齢者や障害者、慢性疾患を持つ人などが身体の異常を生じやすいことから、優先的に対処する必要がある。</p> <p>●精神的なダメージを取り除くには長期間が必要であり、継続的なケアが可能な組織体制、マンパワーの確保が必要である。</p>		

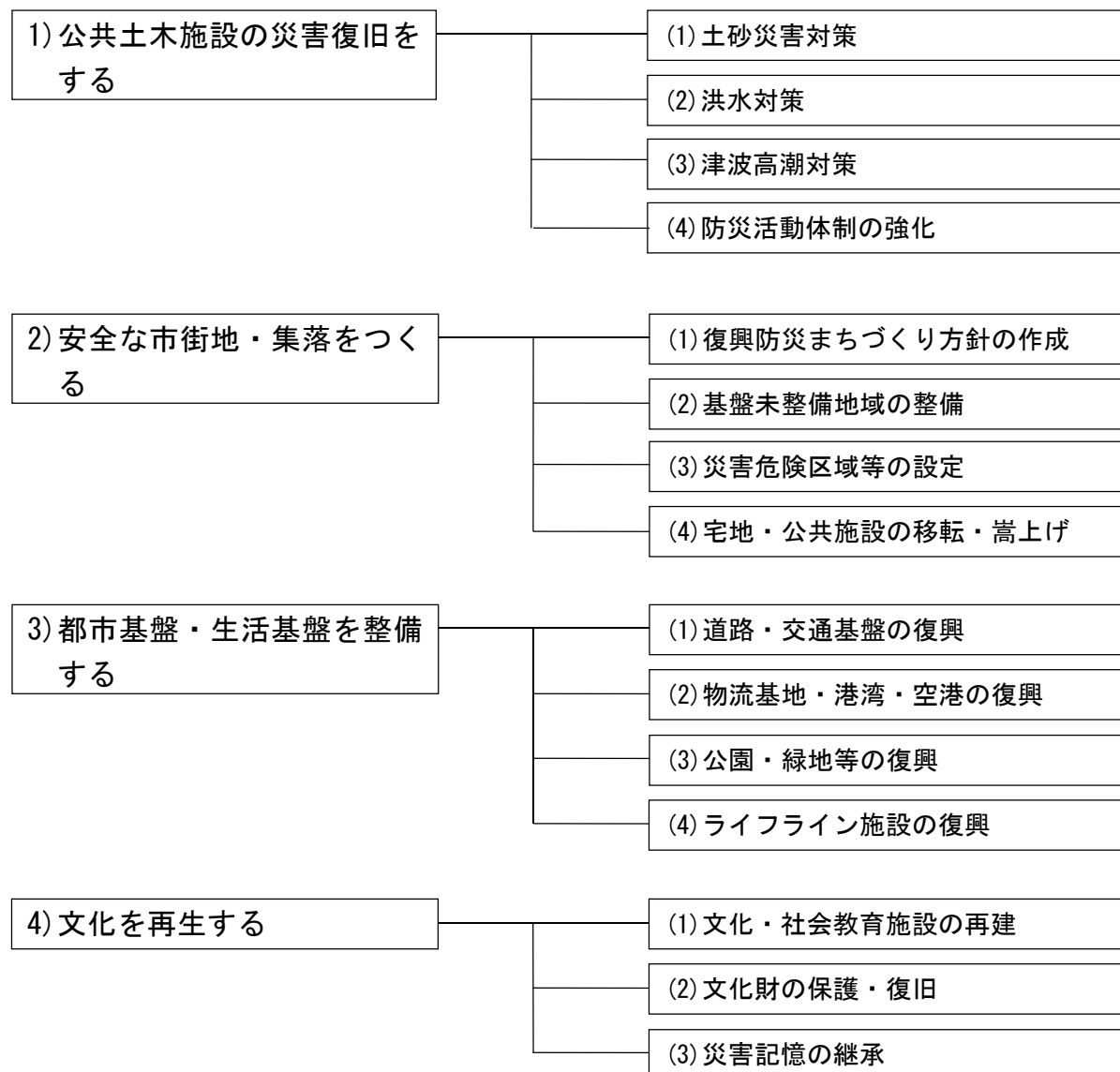
事例	<p><b>&lt;ふれあいセンターでの高齢者等へのこころのケア&gt;</b>  ○阪神・淡路大震災では、応急仮設住宅に入居する高齢者等に対する心身のケアを行うとともにコミュニティの形成やボランティア活動の拠点となる場として、ふれあいセンターを設置した。ふれあいセンターは、50戸以上の仮設住宅地に設置され、新規に建設あるいは近隣の既存施設や仮設住宅の空室が活用された。(1995年/阪神・淡路大震災:兵庫県)&lt;C&gt;</p> <p><b>&lt;「島民ふれあい集会」で島民同士の直接的なふれあいを&gt;</b>  ○島民同士の直接的なふれあいの場を生み出すため、2000～2004年まで「島民ふれあい集会」を島民連絡会等が主催で9回催された。各回、島民のおおむね1/3が集まり、島民に楽しみを与える行事となった。東京ボランティア支援センターなども協力し、各ボランティア団体の模擬店などが出店された。(2000年/三宅島噴火災害)&lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;放課後学校「コラボ・スクール」&gt;</b>  ○NPO カタリバが、震災による津波で自宅や塾を失った子供たちに落ち着いて学べる場を、という狙いで2011年11月からスタートした。授業は無料で、16時から21時で4コマ、週6日、行われる。指導にあたるのは震災前に地元で学習塾を運営していた講師ら12人。塾講師・教育委員会・校長会・学校・父母・住民といった地元の人々と、ボランティアや運営スタッフ・寄付者などの外部からの人々が、それぞれの立場で協力し(コラボ)創りあげている点が特徴として挙げられる。(2011年/東日本大震災)&lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;屋内遊び場 郡山市元気な遊びのひろば PEP Kid Koriyama&gt;</b>  ○放射線への不安から子どもが外遊びを控えることを懸念し、屋内の遊び場を提供するイベントが大好評であったことをきっかけに、民間企業が屋内常設施設を建設した。郡山市が借り受け、運営管理しているが、遊具等は寄付によりまかなわれている。、本施設は砂場、ボールプール、ランニングトラックなど遊ぶ機会を提供し、子育て支援、親子のこころのケアも実施されている。(2011年/東日本大震災)&lt;J&gt;</p>
海外でできること	<p>○こころのケア対策を実施する体制の構築  (一般被災者、児童・生徒、自治体職員等を対象)</p> <p>【(参考) JICAで実施中(済み)案件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国 四川大地震復興支援—こころのケア人材育成プロジェクト(2009～)</li> </ul>





## 第4章. 安全な地域をつくる

### ○施策実施への枠組み



#### 第4章. 安全な地域をつくる

施策	1) 公共土木施設の災害復旧をする		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体が管理する公共施設や土木施設が災害を受けた場合、迅速な効用回復によって民政安定を図り、また被害の発生を防止する必要がある。</li> <li>●被災自治体は、関連する法制度*等を活用して、災害復旧事業を進めるとともに、適切な地方財政措置を受けることが必要である。</li> </ul>		
根拠法・制度	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、他		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 土砂災害対策	被災後 1か月以降	①周辺居住者への安全の確保、道路、鉄道等の寸断を防止すると同時に、土砂災害の発生による被災箇所の復旧と、再度災害の発生を防止するための治山・砂防・地滑り防止施設の整備を図り、被害の軽減に努める。
	(2) 洪水対策	被災後 3か月以降	①洪水は、短い期間で再度発生する可能性が高いことから、治水施設の整備は重要であることから、被災した河川施設の災害復旧を図る。また、被災箇所以外も含めた河道の整備、調整施設や放水施設の整備等を適切に行う。
	(3) 津波高潮対策	被災後 3か月以降	①津波・高潮害が発生した場合、被災した海岸施設の復旧を図るとともに、防潮堤や河川堤防・水門等の整備を行い、津波・高潮が市街地等へ流入することを防止する。
	(4) 防災活動体制の強化	被災後 3か月以降	①災害は想定規模を超えることもあり、ハード対策のみでは不十分であることから、監視・情報システムの整備、自主防災組織の育成・強化などソフト対策も進める。
担い手別 主な役割		被災後1か月～	被災後3か月～
	被災住民	—	○自主防災組織への参加
	NPO等	—	—
	企業等	—	○企業内防災組織の結成・活動
	自治会等	—	○自主防災組織の結成・活動
	自治体	○土砂災害対策	○洪水対策 ○津波高潮対策 ○防災活動体制の強化
広域自治体 国	○土砂災害対策	○洪水、津波高潮対策 ○防災活動体制強化の支援	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害復旧事業の実施に当たっては、事業ガイドライン作成等を通じて、自然環境との調和や良好な環境づくりに努める必要がある。</li> <li>●防潮堤については、海岸と集落市街地とを隔てる構造物であり、環境・景観・日常的な利便性に与える影響が大きいため、地区の特性に応じた適切な配慮が必要である。</li> </ul>		

<p>事例</p>	<p><b>&lt;ギネスブックにも認定されている巨大「湾口防波堤」の復旧着工&gt;</b>  ○岩手県釜石市の湾口防波堤は、1978年に建設がスタートし、2009年に完成した。総工費は1,200億円で、世界最大の水深63mからなっていたが、震災津波により完成から2年で倒壊した。震災直後は、防災をハードに頼ることは限界があるという声が高まり、一部の海外メディアからも「white elephant（無用の長物）」と批判された。しかしながら、市は約490億円をかけて4年後の復旧完了を目指す。市長は湾口防波堤は釜石復興の礎となり、人々に理解を求めている。(2011年/東日本大震災) &lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;気仙沼沿岸に計画の巨大堤防整備 地域によってはつからないことを決めたところも&gt;</b>  ○環境省の「快水浴場百選」に4カ所が選ばれている気仙沼市で、防災対策として行政が進める海岸堤防計画に対し住民から懸念の声があがっている。巨大堤防が海水浴場の景観を損ね、自然豊かなイメージに傷をつけたり、砂浜を消滅させたりして観光客の人出に影響を及ぼしかねないという懸念である。海水浴場は地域の街づくりに欠かせない存在であり、自然のまま残す方を住民は望んでいる、NPO法人「森は海の恋人」が拠点とする舞根(もうね)地区はもともと防潮堤はなく、今回も津波で52軒のうち44軒が流された。しかしながら、ここに残ると決めた36軒の人々は、高さ10m近い防潮堤は「いらない」と決め、一致して近くの高台に移転することになった。市も住民の意思を受け入れて、防潮堤計画は撤回された。(2011年/東日本大震災) &lt;I&gt;</p> <p><b>&lt;用地取得難航による海岸安全施設復旧工事の遅れ&gt;</b>  ○岩手県がまとめた東日本大震災で被災した主要インフラの整備見直しによると、2013年8月現在、674か所のうち30か所で完了が早まるが、防潮堤、水門など海岸保全施設を含む計111か所で遅れが生じる見込みである。例えば、宮古市の高浜海岸などは相続多数や境界未定といった土地があり、用地取得二時間を要するのが遅れの一因とされている。被災自治体からは、用地取得を加速するための特例を国に求める声が上がってきている。(2011年/東日本大震災) &lt;I&gt;</p> <p><b>&lt;自主防災組織の活躍&gt;</b>  ○宮城県仙台市では、東日本大震災における自主防災活動を調査し、市ホームページで公開している。例えば、鉤取ニュータウン町内会では、地震発生後35分で全129世帯約400人の安否を確認することができた。3月11日午後2時46分の地震発生後、全世帯の8割世帯が「黄色いハンカチ」を玄関先に掲げ、家族全員が無事であることを知らせた。あとは残りの2割の世帯を町内会役員が回り、午後3時20分頃までに町内会の全員にけが人等がないことを確認した。同町内会は、宮城県沖地震を想定して10年ほど前から、町内会長を防災リーダーに、各役員が支えとなり、地震発生時に「死傷者」、「火災」、「倒壊建物」を出さない「出さない君」運動を展開して、災害に強いまちづくりに取り組んでいた。</p>
<p>海外でできること</p>	<p>○土砂災害対策（治山・砂防・地滑り防止施設の整備など）  ○洪水対策（治水施設、河道、調整施設、放水施設の整備など）  ○津波高潮対策（防潮堤、河川堤防、水門の整備など）  ○防災活動体制の強化（監視・情報システムの整備、自主防災組織の育成・強化など）</p>

## 第4章. 安全な地域をつくる

施策	2) 安全な市街地・集落をつくる		
内容	●被災地での原形復旧では再度被災する可能性がある場合、被災地を再開発事業や土地区画整理事業、防災拠点等の整備事業・高台移転事業などによって抜本的に再整備を図り、安全な市街地・集落、公共施設を整備していく。		
根拠法・制度	都市再開発法、土地区画整理法、被災市街地復興特別措置法、密集市街地整備法、都市公園法、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 復興防災まちづくり方針の作成	被災後 1か月以内	①再度の被害を受けにくい市街地・集落とするために復旧・復興の基本的な方向を定め、ハード・ソフトの両面の施策方針を明らかにする復興防災まちづくり方針を作成する。
	(2) 基盤未整備地域の整備	被災後 1か月以降	①建築制限の実施：面的な被災により、土地区画整理事業等の面的市街地整備事業を実施する場合、建築・都市計画法を活用しての建築制限を行う。 ②市街地・集落の復興まちづくり計画の策定：被災した市街地・集落ごとに地域特性・被災状況を勘案し、被災住民の意向を反映した復興まちづくり計画を策定する。 ③復興まちづくり事業の実施：復興まちづくり計画に基づいて復興まちづくり事業を実施する。 ④延焼防止対策：災害後の市街地の防災性向上を図るため、延焼遮断帯整備、消防水利確保などを進める。 ⑤避難施設・防災拠点等の整備：被災市街地・集落で将来的に避難を円滑にする避難施設、防災拠点等を整備する。
	(3) 災害危険区域等の設定	被災後 1か月以降	①将来被災危険の高い地域等では、災害危険区域等の設定を図り、建物の建築制限や構造規制を行う。
	(4) 宅地・公共施設の移転・嵩上げ	被災後 6か月以降	①被災市街地・集落の安全化を図るため、高台や内陸部に移転する場合には、防災集団移転促進事業等を行う。 ②洪水や津波による被災地で現形復旧では再度被災する可能性がある場合は、地盤の嵩上げによって安全な市街地・集落づくりを行う。
担い手別 主な役割		被災後1か月以内	被災後1か月～
	被災住民	—	○復興まちづくり計画への合意
	NPO等	—	○復興まちづくり計画への支援
	企業等	—	○復興まちづくり計画への合意
	自治会等	—	○復興まちづくり計画への合意
	自治体	○復興防災まちづくり方針の作成	○基盤未整備地域の整備 ○災害危険区域等の設定 ○宅地・公共施設の移転・嵩上げ
	広域自治体 国	○復興防災まちづくり方針の調整・支援	○復興防災まちづくり事業の調整・支援
留意点	<p>●安全な市街地・集落づくりは、生活再建、産業再建と連携して進める必要がある。</p> <p>●復興防災まちづくり方針・計画は、相当な混乱の中で、できるだけ早期にまとめ、次の復興事業に着手する必要がある。</p> <p>●災害危険区域の設定は、地権者にとって大きな利用制限となるので、十分な意向把握と理解を得る必要がある。</p>		

事例	<p><b>&lt;集団移転、造成第1号 宮城県岩沼市玉浦西地区&gt;</b>  ○宮城県岩沼市の玉浦西地区は「防災集団移転促進事業」を活用して、被災した沿岸部の6集落から旧村の中心地に近い玉浦西地区に集団移転する。2012年8月に起工式を行い、造成に入っている。市は震災直後から住民と協議を重ね、用地も住民側からの提案で決まった。有識者を入れたまちづくり検討委員会では、土地利用、区画割り、公共施設の整備方針をWS方式で議論した。農家が多く住民相互の意思決定が早く、行政との信頼関係が保たれているため、合意形成はスムーズに進んだ。(2011年/東日本大震災) &lt;K&gt;</p> <p><b>&lt;住民参加による復興まちづくり&gt;</b>  ○福島県新地町では、復興を早期に実現するにあたって、復興の担い手である住民主体のまちづくりを重視し、コンサルタントの支援を得ながら、懇談会やアンケートを通じた合意形成に取り組んでいる。同町では、津波ですべてを流された地区に対して、集落単位での生活再建の選択ができるよう、集団移転先を調整した。また、集団移転先単位でのワークショップを複数回を行い、団地内の区画配置や、公園・集会所の内容、住宅建設のルールなど、まちづくりについて話し合いが進められた。住民主体が反映された計画に基づき、全計画地区の造成工事は既に始まっており、2014年度以降、入居予定である。(2011年/東日本大震災) &lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;住民団体が会社設立、景観統一&gt;</b>  ○集団移転を目指す宮城県気仙沼市本吉町小泉地区の住民団体、集団移転先の街並みの景観を統一化するため「街づくり協定」を運用する株式会社をつくった。移転先の高台が統一感のある街並みになれば景観も美しくなり、地域の魅力も生まれるという狙いがある住民団体は移転先の住宅の形状や色を統一化することを大筋で合意しており、景観基準を定めた街づくり協定をまとめる計画を持っている。新会社は協定の運用を担い、統一感のある街並みが保全されるよう管理する。(2011年/東日本大震災) &lt;I&gt;</p>
海外でできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○復興防災まちづくり方針の作成（復興に向けた基本方針）</li> <li>○復興防災まちづくり計画の策定（住民参加での計画づくり）</li> <li>○基盤未整備地域の整備（道路・公園等の整備）</li> <li>○災害危険区域等の設定（建築制限、建築禁止措置）</li> <li>○宅地・公共施設の移転・嵩上げ（高台、内陸部への移転事業）</li> </ul>

## 第4章. 安全な地域をつくる

施策	3) 都市基盤・生活基盤を整備する		
内容	<p>●都市基盤・生活基盤施設は、住民の生活や都市の産業・経済活動を支えているものであり、その被害や機能停止は、被災者の生活確保や産業・経済の復興に様々な影響をもたらす。そのため、次の様な取り組みが求められる。</p> <p>1) 被災者の生活に密接な関係にある機能は、早期の復旧・復興を行う。</p> <p>2) 災害によって脆弱性が明らかになった機能や施設については、耐震性等の強化を図る。</p> <p>3) 基盤施設間の連携により、地域全体の復興を視野に入れた計画的復興を目指し、都市全体の基盤強化を図る。</p>		
根拠法・制度	負担法、激甚法、鉄道軌道整備法、被災市街地復興特別措置法、道路整備緊急措置法、海岸法、空港整備法、都市公園法		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 道路・交通基盤の復興	被災直後～	<p>①道路・交通基盤は被災者の生活再建・事業再建に重要な役割を担っているので、迅速な復旧を図るとともに、被害による防災上の課題が明らかな場合は現形復旧のみならず、耐震性の強化など必要な復興事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧・復興方針の策定</li> <li>・迅速かつ円滑な復旧事業の実施</li> <li>・災害に強い交通ネットワークの構築</li> <li>・より快適な道路空間の整備</li> </ul>
	(2) 物流基地・港湾・空港の復興	被災直後～	<p>①港湾・空港・その他流通施設の被害は物流機能の麻痺を起こすので、迅速に被害状況を把握し、必要な復旧・復興事業を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧・復興方針の策定</li> <li>・港湾・漁港の復旧・復興</li> <li>・空港の復旧・復興</li> <li>・流通施設の復旧・復興</li> </ul>
	(3) 公園・緑地等の復興	被災1か月～	<p>①公園・緑地は災害に強い都市づくりの観点から復旧事業を促進し、公園・緑地のネットワーク化によって市街地の防災性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧・復興方針の策定</li> <li>・既存公園の復旧・復興</li> <li>・公園緑地の体系的な整備</li> <li>・防災拠点としての公園施設の拡充・整備</li> </ul>
	(4) ライフライン施設の復興	被災直後～	<p>①ライフラインの停止は住民の日常生活や都市活動に甚大な影響をもたらすので、迅速な機能回復を行ない、合わせて防災性の向上をはかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧・復興方針の策定</li> <li>・災害に強いライフライン施設の整備</li> </ul>
担い手別 主な役割		被災直後～	被災後1か月～
	被災住民	—	—
	NPO等	—	—
	企業等	—	—
	自治会等	—	—
	自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路・交通基盤の復興</li> <li>○物流基地・港湾・空港の復興</li> <li>○ライフライン施設の復興</li> </ul>	○公園・緑地等の復興
広域自治体 国	○都市基盤施設の復興・支援	○都市基盤施設の復興・支援	
留意点	<p>●都市基盤施設の整備は、被災前に十分整備がされていれば迅速な復旧が可能であるが、被災前から問題があった施設では、中・長期的な課題・問題点の改善を視野に入れた取り組みが必要である。</p> <p>●被災前に都市計画決定されていた道路等については、復興を契機に計画を実行していく必要がある。</p>		

事例	<p><b>&lt;復興道路整備にCM導入検討／事業加速化、民間技術・ノウハウを活用&gt;</b>  ○国土交通省は、東日本大震災で大きな被害を受けた東北地方の太平洋側を中心に新規整備する三陸沿岸道など6路線(復興支援道路)について、工事の円滑化や品質の確保・向上を目的にCM方式を導入する検討に入った。事業エリアが広域にわたる上に分散し、整備が同時並行で進められることから、発注者や、調査・設計、施工を担う民間企業双方の業務支援を行うコンストラクション・マネジャー(CMr)を配置し、事業の円滑化を促す。CM導入によって工程管理を厳格化し、進ちよく状況や完成時期などを定期的に公表していく方針である。同省の直轄道路事業では、事業化から供用開始まで平均10年以上を要しているため、これを加速させる施策の一つとしてCM方式を積極的に導入することになる。6路線については今後10年をめどに全線供用を目指す。(2011年/東日本大震災)&lt;日刊建設工業新聞&gt;</p> <p><b>&lt;大船渡線を活用したBRT&gt;</b>  ○JR東日本は被災して休止中の大船渡線(気仙沼～盛間44km)の仮復旧としてバス高速輸送システム(BRT)の運用を2013年3月から開始した。鉄路を利用するBRT専用道区間は当初2kmだが、2013年9月には小友～盛13kmに延長する予定である。(2011年/東日本大震災)&lt;H&gt;</p> <p><b>&lt;三陸復興国立公園&gt;</b>  ○東日本大震災により被災した三陸地域の復興に貢献するため、2013年5月、三陸復興国立公園が創設された。南北の延長は約220km、北部は「海のアλπス」とも賞される豪大な大断崖、南部は入り組んだ地形が優美なリアス海岸が続く。海岸にはウミネコやオオミズナギドリなどの海鳥の繁殖地があり、野生生物を間近に観察することもできる。八戸・宮古・釜石・大船渡・気仙沼など日本有数の水揚げを誇る漁港を有しており、新鮮な海の幸を味わうことができるのも魅力である。また、防災教育を目的として全国から多くの人々が訪れている。(2011年/東日本大震災)</p> <p><b>&lt;被災した沿岸部に震災廃棄物を埋め立てた人工丘の建設&gt;</b>  ○宮城県岩沼市では、「震災で得た数々の教訓を、1000年後の子どもたちに残す歴史プロジェクト」として、「千年希望の丘」の工事を進めている。計画では、集団移転跡地の沿岸部約10kmで高さ約10m、直径70～100mの人工丘を15基程度並べる(2013年6月に第1号が完成)。丘の間は高さ約3mの堤防でつなぎ、さまざまな樹木を植える。仮に今回の震災と同規模(7.2m)の津波が襲ったとしても、丘が勢いを減衰し、避難時間を確保する役割も果たすと期待される。また、震災廃棄物の処理を同時に進める狙いから、丘の造成には廃棄物や津波堆積土を利用する。平時は震災の記憶をつなぐメモリアル公園となり、防災教育にも生かす予定である。(2011年/東日本大震災)&lt;I&gt;</p>
海外でできること	<p>○道路・交通基盤の復興(災害に強い交通ネットワークの構築)</p> <p>○物流基地・港湾・空港の復興(物流機能の早期回復)</p> <p>○公園・緑地の復興(公園・緑地のネットワーク整備)</p> <p>○ライフライン施設の復興(日常生活・都市活動の早期回復)</p> <p>【(参考) JICAで実施中(済み) 案件】</p> <p>・バングラディッシュ国サイクロンセンター(普段は小学校として使用)</p>

#### 第4章. 安全な地域をつくる

施策	4) 文化を再生する		
内容	<p>●震災時には、指定文化財をはじめとして、多くの文化財に被害を生じる恐れがある。被災後放置されれば、損傷や劣化が拡大・進行することが懸念される。このため、被災した文化財を緊急に点検・保全し、貴重な文化財の廃棄・散逸を防止する必要がある。また、こうした文化財は国民的財産であり、貴重な観光資源となっている場合も多いので、速やかな復旧を図る必要がある。</p> <p>●災害の記憶や教訓を風化させず、後世に正しく伝承していくことも復興の一環としてとらえ、記録や施設整備等を図る。</p>		
根拠法・制度	文化財保護法		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 文化・社会教育施設の再建	被災後1週間～3か月以内	①施設の被害状況や施設周辺の復旧の進展状況を勘案し、社会教育施設を再建する。 ②私立の文化・教育施設についても復興基金助成によって再建をする。
	(2) 文化財の保護・復旧	被災後3か月以降	①文化財の被災状況を調査し、復興基金によって被災した文化財の復旧を行う。 ②民間所有の文化財については、所有者と修復に関する協議を行う。
	(3) 災害記憶の継承	被災後6か月以降	①災害への備えの大切さを次世代に伝え、再び災害に被らないようにするため、災害の恐ろしさと教訓等を正しく後世に継承する。 ・災害記録誌の作成 ・記念館等の整備 ・浸水（津波・高潮・風水害）の到達標高表示等
担い手別 主な役割		被災後1週間～3か月	被災後3か月～
	被災住民	—	○災害記憶の継承作業
	NPO等	—	○災害記憶の継承作業への支援
	企業等	—	—
	自治会等	—	○災害記憶の継承作業
	自治体	○文化・社会教育施設の再建	○文化財の保護・復旧 ○災害記憶の継承
広域自治体 国	○文化再生事業への支援	○文化再生事業への支援	
留意点	<p>●文化再生は復旧・復興期における被災生活の潤いや憩い、復興に立ち向かう人々の活力源にもなるもので、なるべく早期に施設の再建が必要である。</p> <p>●災害記録誌の作成は、災害の記憶や教訓の伝承だけでなく、その記録はその後の防災計画の見直しや再構築を行う際の貴重な資料になるので重要である。</p>		

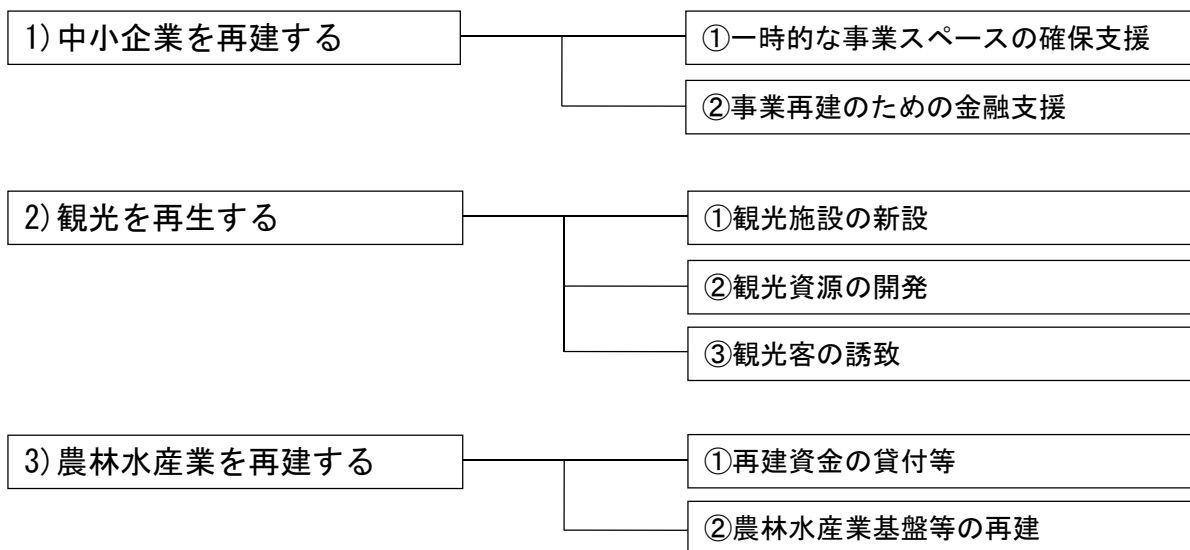


<p>事例</p>	<p><b>&lt;多面的な活動による文化再生への取り組み&gt;</b>  ○阪神・淡路大震災では、多数の民間団体が、早い段階から被災地域においてアート・エイド神戸や阪神・淡路大震災復興支援10年委員会、阪神文化復興会議などの活動を展開した。県においても、震災によって減少した芸術文化活動の機会の拡充を図るため、被災地芸術文化活動補助を創設することによって文化活動を側面から支援するとともに、文化関係のイベントやコンサート等を開催するなど文化活動を展開した。(1995年/阪神・淡路大震災) &lt;B&gt;</p> <p><b>&lt;陸前高田・今泉地区でまちづくり協議会 ～歴史あるまちの再興へ～&gt;</b>  ○2012年11月、「陸前高田・今泉地区 明日へのまちづくり協議会」が開かれ、同地区の新たなまちづくりの基本方針が話し合われた。当協議会は街並みの再生に向けた勉強会からはじまり、今泉地区住民と支援団体が主体となっている。「今泉宿」の歴史文化を受け継ぐとともに、持続可能な新たなまちづくりについて話し合っている。同地区には900年の歴史を持つといわれる「けんか七夕」など有形無形の文化財が残っており、このまつりを行うことを視野に入れた街路の設定など、地域アイデンティティーを継承したまちづくりのために、今後も月に1回ペースで総会を開く予定である。(2011年/東日本大震災) &lt;O&gt;</p> <p><b>&lt;伝統芸能を引き継ぐ&gt;</b>  ○世帯の大半が被災した気仙沼市浪坂地区では、300年の歴史を持つ伝統芸能「波坂虎舞」を伝承に取り組んでいる。震災で、裏方として虎舞を支えた役員たちが犠牲となり、地元を離れる住民たちも少なくはない。2013年1月、地区の高台にある神社の境内で、おはやしに合わせて虎が力強く待った。保存会会長は、「虎舞があったから地域が一つになれる。震災でばらばらになっても続けていきたい。なくなった人たちのためにも」と静かに語る。(2011年/東日本大震災) &lt;I&gt;</p> <p><b>&lt;津波到達点をむすぶ桜の植樹 桜ライン311&gt;</b>  ○陸前高田市では、2011年11月に桜の植樹が始まり、2013年2月には約500本になった。このプロジェクトは「桜ライン311」で市内の津波到達ライン約170kmに10m間隔で1万7千本の桜の苗木を植えていく。「春に咲く桜なら津波のことを子や孫に口伝えで話す機会もあり、それが伝承になる」と地元の青年団体は話す。取り組みに賛同した人の寄付金で苗木を買い、土地所有者の承諾を得て植樹を続けている。(2011年/東日本大震災) &lt;J&gt;</p>
<p>海外でできること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化・社会教育施設の再建（文化再生の拠点づくり）</li> <li>○文化財の保護・復旧（国民的財産の保全）</li> <li>○災害記録誌の作成（災害記憶の伝承）</li> <li>○記念館、記念碑の整備（災害記憶の伝承）</li> </ul>



## 第5章. 産業・経済を復興する

### ○施策実施への枠組み



## 第5章. 産業・経済を復興する

施策	1) 中小企業を再建する		
内容	<p>●被災した中小企業は、できるだけ早期に店舗・工場等の再建をはかり、営業・生産活動を再開する必要がある。このため、早期に一時的な事業スペースを確保するため、仮設店舗・工場を早期に設置するとともに、各種金融支援制度を活用して事業活動が継続できるような支援を行う。</p>		
根拠法・制度	東日本大震災に対処するため特別の財政援助及び助成に関する法律、中小企業金融公庫法、復興基金		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 一時的な事業スペースの確保支援	被災2週間以降	<p>①一時的な事業スペースとして仮設店舗・工場を建設し、被災事業者に貸し付ける。</p> <p>②民間の貸し店舗・工場に関する情報を収集し、被災事業者を提供する。</p>
担い手別 主な役割	(2) 事業再建のための金融支援	被災1週間以降	<p>①被災状況を的確に把握するとともに、関係金融機関に関して資金準備要請を行う。</p> <p>②事業所の速やかな再建を図るため、既往融資制度の内容を被災事業者等に周知し、利用促進を図る。</p> <p>③従前レベルの施設再建にとどまるのではなく、設備や技術の高度化を図るための支援を行う。</p>
		被災後1週間～	被災後2週間～
	被災住民	—	—
	NPO等	—	○起業化支援
	企業等	○事業再建のための金融支援	○事業再建（支援）
	自治会等	—	—
	自治体	○事業再建のための金融支援	○一時的な事業スペースの確保支援
	広域自治体 国	○中小企業再建の全般的支援	○中小企業再建の全般的支援
留意点	<p>●仮設店舗・工場を建設する場合には、被災者の居住の場である仮設住宅の配置との関係性に留意して整備する必要がある。</p> <p>●被災事業者の経済活動・生産活動を円滑に再開させることが重要であり、そのため被災の早期段階で現行制度を活用した金融支援策を速やかに打ち出す必要がある。</p>		

事例	<p><b>&lt;商工業への多面的な支援による事業再開&gt;</b>  ○商業(商店街・小売り市場等)・工業(特に地場の中小・零細企業)の早期復旧のため、実質無利子融資等による金融支援や、中小企業相談所の設置による各種相談支援、仮設店舗・工場の設置に対する助成制度の創設などにより、事業者の商業・工業再開に対する支援を国・地方自治体が行なった。(1995年/阪神・淡路大震災) &lt;B&gt;</p> <p><b>&lt;中小企業等グループ補助金を活用した事業所復旧&gt;</b>  ○復興のリード役となり得る「地域経済の中核」を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備のための支援を受けることができる。分野は水産加工業、製造業、小売流通業、観光業等、多岐に渡るが、申請ができる者は、複数の中小企業者から“構成”される集団とされる。(2011年/東日本大震災) &lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;東日本大震災事業者再生支援機構 ～中小企業における二重ローンへの対応～&gt;</b>  ○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(2011年11月28日公布)に基づき、2012年3月に設立された同機構は、二重ローンに苦しむ中小企業に融資している金融機関から債権を買い取り、返済の一部カットや繰り延べを実施している。中小企業の経営をサポートする専門家も派遣するなどの支援を進めている。(2011年/東日本大震災) &lt;A&gt;</p>
海外でできること	<p>○一時的な事業スペースの確保支援(仮設店舗・工場等の供給)</p> <p>○事業再建のための金融支援(融資制度の周知、融資の推進)</p> <p style="text-align: center;">(女性の起業支援のためのマイクロファイナンスの運用)</p>

第5章. 産業・経済を復興する

施策	2) 観光を再生する		
内容	●各種観光施設の早期再建とともに、新たな観光資源の開発や観光客誘致を行ない、観光客数の回復と同時に、観光振興を推進するための契機とする。		
根拠法・制度	博物館法		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 観光施設の新設	被災後 6 か月～	①災害に対する防災意識の向上を図る目的に合わせ、地域の観光資源として資料館等の整備を行う。
	(2) 観光資源の開発	被災後 6 か月～	①地域にある様々な資源を再評価して、それらを観光資源として活用する。 ・災害遺構の活用 ・火山資源の活用（温泉等）
	(3) 観光客の誘致	被災後 6 か月～	①マスメディアを活用した観光PR、観光物産展の開催、修学旅行の誘致等によって観光客誘致を図る。
担い手別 主な役割		被災～	被災 6 か月～
	被災住民	—	—
	NPO 等	—	—
	企業等	—	○観光施設の新設 ○観光資源の開発
	自治会等 自治体	—	—
	広域自治体 国	—	○観光施設の新設 ○観光資源の開発 ○観光客の誘致 ○観光再生への支援
留意点	●観光客は被災地を含めた地域として当該エリアを認識していると考えられるので、施設整備は分散型で行い、地域間のネットワーク、その他の各地の観光資源との関係を緊密にすることにより、広域的な回遊性のある観光開発を検討する必要がある。		

事例	<p><b>&lt;多彩な顔ぶれ「いわて復興応援隊」着任 14人が県北へ&gt;</b></p> <p>○岩手県被災地の復興や県北の地域活性化を支援する「いわて復興応援隊」の14人が辞令交付を受け着任した。メンバーの前職は外資系企業や郵便局、IT企業など多彩な顔ぶれ。研修後は「いわて定住・交流促進連絡協議会」の任期付き職員として最長5年、被災地を中心に8市町村へ赴任し、観光情報の発信や特産品開発などに取り組み、新しい視点やアイデアで復興を後押しする。(2011年/東日本大震災)&lt;H&gt;</p> <p><b>&lt;大船渡津波伝承館が仮オープン&gt;</b></p> <p>○津波の教訓を伝える大船渡津波伝承館が、地元の製菓工場に併設され2013年3月に仮オープンした。体験ツアーでは、震災時に撮影した映像を流しながら、地元語り部による津波体験談などで津波を追体験する。(2011年/東日本大震災)&lt;O&gt;</p> <p><b>&lt;震災ガイド利用、半年で1万人超す&gt;</b></p> <p>○宮古観光協会が津波襲来の様子や被災地の現状を伝えるため宮古市田老で行う「震災ガイド」事業の利用客が、実施半年で1万人(延べ約5万人)を突破した。被災者を含むガイド4人が防潮堤と、津波が4階まで押し寄せた観光ホテルを案内している。同ホテルでは、津波襲来の映像を公開。個人客が知人を連れて何度も訪れたり、巨大地震津波が想定される関東の住民や防災研究者、教育旅行の中高生も多く、震災の現実を理解してもらおう手段となっている。(2011年/東日本大震災)&lt;H&gt;</p>
海外でできること	<p>○観光施設の新設(災害遺構を含めた資料館などの整備)</p> <p>○観光資源の開発(広域的な回遊性のある観光プログラムの開発)</p> <p>○観光客の誘致(被災地ツアープログラムの開発、語り部の育成)</p>

第5章. 産業・経済を復興する

施策	3) 農林水産業を再建する		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農林水産業の再建には、被災した農地、漁港・水産加工施設・漁場の生産基盤の回復又は再整備をはかることと、再建・再開資金の調達を円滑化することが重要である。</li> <li>●農林水産業施設の被害は、農林水産業者のみならず地域社会への経済的影響が大きく、これらの復旧・復興には多額の費用を要し、農林水産業者の経済的負担は、極めて大きい。そのため、広域自治体が主体となって災害復旧事業等によって、被災農林水産業施設の復興・再建に努める。</li> <li>●農林水産業者が経営再開するための必要な資金の融資を行うなどの救済措置が必要である。</li> </ul>		
根拠法・制度	激甚法		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動 (1) 再建資金の貸付等	実施時期 被災1か月～	手順と方法 ①被災状況に応じた資金需要を把握し、これに対応できる資金の準備を関係金融機関に要請する。 ②国、都道府県、各種金融機関等の行う融資制度の情報を農林水産業者等に周知する。 ③臨時の相談窓口を設置し、融資制度等の情報提供をするとともに、適切な営農指導等を行う。
	(1) 農林水産業基盤等の再建	被災3か月～	①農地・農業用施設、漁業用施設等の災害復旧事業によって原形復旧等を進める。 ②海岸、地すべり防止施設、漁港等の復旧を進める。 ③代替農地、代替生産物加工共同施設を整備して、被災事業者に貸付を行う。 ④農林水産業者の生産意欲の増進、販路の拡大のための各種支援を行う。
担い手別 主な役割		被災1か月～	被災3か月～
	被災住民	—	—
	NPO等	—	—
	企業等	○再建資金の貸付等	—
	自治会等	—	—
	自治体	○再建資金の貸付等	○農林水産業基盤等の再建
	広域自治体 国	○再建資金の貸付等	○農林水産業基盤等の再建・支援
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農林業者にとって、被災した農用地がどのように復旧・復興されるのかは、今後の経営を左右するので、農林地周辺の復旧・復興の方向性を早期に提示する必要がある。</li> <li>●農地等の復旧工事の実施に当たっては、必要な重機を保有する事業者に委託することになるが、その際労働力として被災農業者を当てる工夫も必要である。</li> <li>●資金の借入れで生産の再開した農林水産業者が安定した経営が継続できるようにするための経営相談や、技術相談をきめ細やかに実施する必要がある。</li> </ul>		

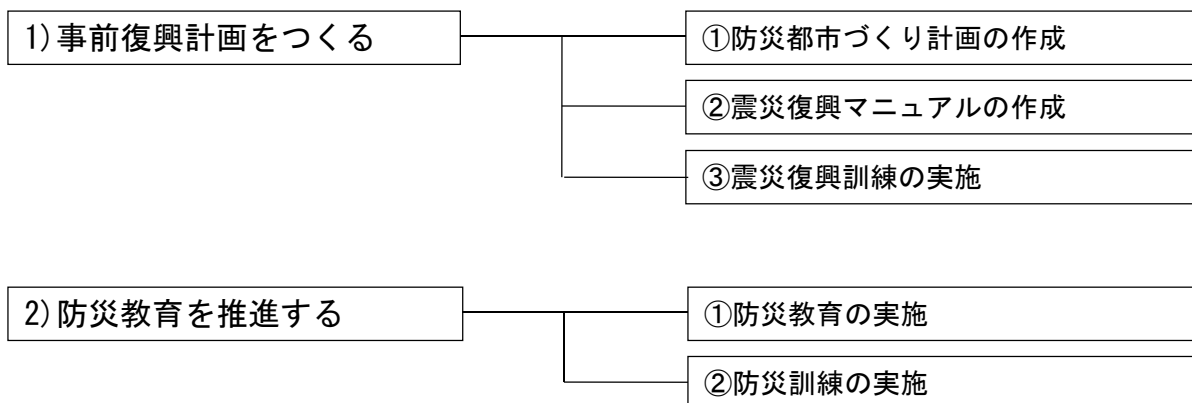


事例	<p><b>&lt;農業による復興実践へ 養液栽培施設の建設着手&gt;</b>  ○仙台市沿岸部の農家らが 2012 年 7 月に設立した株式会社「みちさき」は宮城野区蒲生で、野菜類を通年出荷する大規模な養液栽培施設を建設した。トマトや葉物、イチゴなどを順次生産し、加工、流通まで一貫して手掛ける6次産業化で地域農業の復興を目指す。菊地守代表取締役は「農業による復興のまちづくりを実践し、10 年後、20 年後の農業の道先案内人になりたい」と意気込みを語っている。(2011 年/東日本大震災) &lt;I&gt;</p> <p><b>&lt;カキ養殖で浜を活性化&gt;</b>  ○カキ販売のインターネットサイトを運営する「アイリンク」(仙台市)は、利用者らに1口1万円でカキオーナーになってもらうとともに、集まった資金の一部を生産者支援に充てる活動に取り組んでいる。震災から間もない頃、今採苗しなければ2、3年後の出荷に影響がでると考え、すぐに生産者らを巻き込み支援内容を即決して資材業者に発注した。目指すのは浜の再生ではなく、「復興」である。これまでの技術を見直すため、フランスへ現場視察に行くなど、生産者の収益に繋がる仕組みを考えている。(2011 年/東日本大震災) &lt;I&gt;</p> <p><b>&lt;地域復興マッチング「結の場」を開催&gt;</b>  ○2012年11月、石巻商工会議所(宮城県)で地域復興マッチング「結の場」を開催された。「結の場」は、課題を抱える被災地域の企業と様々な経営資源を持つ大手企業等を効果的につなぐためのマッチングイベントである。「石巻の水産加工業の復興」をテーマに、同所が復興庁宮城復興局との共催で開催した。当日は、被災地の企業13社、自社の経営資源を活用して被災地域の企業を支援する意欲を持つ大手企業等35社が集い、販路開拓や新商品の開発、人材確保など幅広い分野について、積極的な意見交換が行われた。(2011年/東日本大震災) &lt;P&gt;</p>
海外でできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業再開資金の貸付等（融資制度の周知、融資の実行）</li> <li>○農林水産業基盤の整備（農地、農業用施設、漁業用施設の復旧など）</li> <li>○農林水産業の6次産業化の推進（生産、加工、流通の一貫化）</li> </ul>



## 第6章. 事前対策に取り組む

### ○施策実施への枠組み



第6章 事前対策に取り組む

<p>施策</p>	<p>1) 事前復興計画をつくる</p>																
<p>内容</p>	<p>●災害発生を未然に防ぐことはできないが、近い将来災害発生が見込まれる地域においては、          ①事前に災害が発生した場合の被害を低減させる取り組みと、②その時に迅速かつ的確に復旧・復興への対応を図れるようにしておくことが重要である。          ●①については、災害は特に地域の脆弱なところに大きな被害を発生させることを踏まえ、そうした箇所の防災性を高めるための「防災都市づくり計画」を立案することが必要である。          ●②については、震災対応の手順を明確化した「震災復興マニュアル」を作成することと、そのマニュアルに行政並びに住民が理解を深め、習熟するための「震災復興訓練」を実施していくことが必要である。</p>																
<p>根拠法・制度</p>	<p>都市計画法、都市公園法、災害対策基本法、被災者生活再建特別措置法、被災市街地復興特別措置法</p>																
<p>具体的な行動及び手順・方法</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的行動</th> <th>実施時期</th> <th>手順と方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 防災都市づくり計画の作成</td> <td>被災前</td> <td>①都市の脆弱な箇所の防災性を重点的に改善していくための総合的な計画を作る。</td> </tr> <tr> <td>(2) 震災復興マニュアルの作成</td> <td>被災前</td> <td>①震災復興をどのようなプロセス・手段で進め、行政・住民・支援者がどのような役割を担って行くかについての指針となる震災復興マニュアルを作る。</td> </tr> <tr> <td>(3) 震災復興訓練の実施</td> <td>被災前</td> <td>①震災に見舞われた時、震災復興マニュアルで示されたプロセスに対応して、どのように復興まちづくりを進め、復興を実現していくかを行政、住民がシミュレーションを行う訓練をする。</td> </tr> </tbody> </table>	具体的行動	実施時期	手順と方法	(1) 防災都市づくり計画の作成	被災前	①都市の脆弱な箇所の防災性を重点的に改善していくための総合的な計画を作る。	(2) 震災復興マニュアルの作成	被災前	①震災復興をどのようなプロセス・手段で進め、行政・住民・支援者がどのような役割を担って行くかについての指針となる震災復興マニュアルを作る。	(3) 震災復興訓練の実施	被災前	①震災に見舞われた時、震災復興マニュアルで示されたプロセスに対応して、どのように復興まちづくりを進め、復興を実現していくかを行政、住民がシミュレーションを行う訓練をする。				
具体的行動	実施時期	手順と方法															
(1) 防災都市づくり計画の作成	被災前	①都市の脆弱な箇所の防災性を重点的に改善していくための総合的な計画を作る。															
(2) 震災復興マニュアルの作成	被災前	①震災復興をどのようなプロセス・手段で進め、行政・住民・支援者がどのような役割を担って行くかについての指針となる震災復興マニュアルを作る。															
(3) 震災復興訓練の実施	被災前	①震災に見舞われた時、震災復興マニュアルで示されたプロセスに対応して、どのように復興まちづくりを進め、復興を実現していくかを行政、住民がシミュレーションを行う訓練をする。															
<p>担い手別 主な役割</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">被災前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般市民</td> <td>○震災復興訓練への参加</td> </tr> <tr> <td>NPO等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>企業等</td> <td>○震災復興訓練への参加</td> </tr> <tr> <td>自治会等</td> <td>○震災復興訓練への参加</td> </tr> <tr> <td>自治体</td> <td>○防災都市づくり計画の作成 ○震災復興マニュアルの作成 ○震災復興訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>広域自治体 国</td> <td>○防災都市づくり計画の支援 ○震災復興マニュアルの作成</td> </tr> </tbody> </table>		被災前		一般市民	○震災復興訓練への参加	NPO等	—	企業等	○震災復興訓練への参加	自治会等	○震災復興訓練への参加	自治体	○防災都市づくり計画の作成 ○震災復興マニュアルの作成 ○震災復興訓練の実施	広域自治体 国	○防災都市づくり計画の支援 ○震災復興マニュアルの作成
被災前																	
一般市民	○震災復興訓練への参加																
NPO等	—																
企業等	○震災復興訓練への参加																
自治会等	○震災復興訓練への参加																
自治体	○防災都市づくり計画の作成 ○震災復興マニュアルの作成 ○震災復興訓練の実施																
広域自治体 国	○防災都市づくり計画の支援 ○震災復興マニュアルの作成																
<p>留意点</p>	<p>●防災都市づくり計画は、道路・公園の整備、建築物の不燃化といったハードな施策のみでなく、地域の住民組織の活性化といったソフトな施策を含めた総合的な計画とする必要がある。          ●震災復興マニュアルでは、特に住民参加で復興を進めるための「復興まちづくり協議会」の重要性を提起する必要がある。</p>																

事例	<p><b>&lt;練馬区震災復興マニュアル&gt;</b>  ○練馬区では、2003 年度に貫井地区、2006 年度に桜台地区で行った「震災復興まちづくり模擬訓練」の成果を踏まえ、復興にあたっては、区民、行政、専門家が協働して行うという「地域協働復興」の考え方を盛り込んだ「練馬区震災復興マニュアル」を策定した。このマニュアルは、練馬区地域防災計画の中の災害復興計画に対応するものであり、震災に見舞われた際に、区が区民とともに、いかに効率的、効果的な復興を進めていくかの行動指針や手順を示したものとなっている。本マニュアルの参考資料としては、東京都震災復興マニュアル施策編(2003 年 3 月)、内閣府災害復旧・復興施策の手引き(案)等が挙げられる。</p> <p><b>&lt;町内会による防災計画案づくり&gt;</b>  ○東日本大震災で住民 218 人が犠牲となるなど甚大な被害を受けた大槌町安渡地区の安渡町内会は地区独自の津波防災計画をつくり、2013 年 4 月に町に報告した。津波の教訓を次世代に伝えるため、岩手大学など研究機関の協力を得て、住民の被災体験を踏まえた内容をまとめた。町は今後、災害対応のモデルとして町の防災計画に反映させる方針である。町内会は住民の震災当時の行動をアンケートなどで調査し、避難行動、避難所運営、町内会の防災組織など災害時の指針を計画案に記載しており、地震発生から時間軸ごと取るべき行動を細かく示している。</p> <p><b>&lt;復興まちづくり模擬訓練の実施&gt;</b>  ○東京都目黒区目黒本町・原町地区では、2006 年度に災害に対する事前の備えや、地域復興の担い手となる組織育成の重要性を理解することを目的とし、さらに、震災時に備えた「地域力」の醸成と、被害軽減の具体的取り組みに展開することを期待して訓練を実施した。訓練の特徴としては、発災から避難所を経て、仮設市街地、復興まちづくりまで、時間軸に沿って協議を行ったことが挙げられる。また、全 4 回のプログラムで構成されていたが、第 4 回は、地区外からも住民が参加し、訓練成果を共有した。</p>
海外でできること	○防災都市づくり計画の作成（都市の脆弱な箇所の重点的な改善） ○震災復興マニュアルの作成（行政、住民にとっての震災復興の指針） （復興まちづくり協議会の重要性の提起） ○震災復興訓練の実施（行政、住民の震災復興シミュレーション）

## 第6章. 事前対策に取り組む

施策	2) 防災教育を推進する		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士の助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。</li> <li>● 「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めていくために、幼児期から社会人まで継続した総合的な防災教育を推進していく必要がある。その際、性別による視点の違いに配慮し、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を進める必要がある。</li> <li>● 広く市民を対象にして地域において初期消火や救出・救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。</li> </ul>		
根拠法・制度	災害対策基本法、震災対策条例		
具体的な行動及び手順・方法	具体的行動	実施時期	手順と方法
	(1) 防災教育の実施	被災前	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災教育のために多様な教材を作成する。</li> <li>② 幼児期からの教育機関等と連携した防災教育を実施する。</li> <li>③ 防災市民組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等を育成する。</li> <li>④ 行政の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会を実施する。</li> </ul>
(2) 防災訓練の実施	被災前	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 発災対応型、地域特性対応型の実践的訓練を実施する。</li> <li>② 災害時要援護者、家族、地域住民、事業所等の合同訓練を実施する。</li> <li>③ 避難所運営訓練、宿泊体験型訓練を実施する。</li> </ul>	
担い手別 主な役割		被災前	
	一般住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災教育による学習</li> <li>○ 防災訓練への参加</li> </ul>	
	NPO等	○ 防災教育・防災訓練の支援	
	企業等	○ 防災訓練への参加	
	自治会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災教育による学習</li> <li>○ 防災訓練への参加</li> </ul>	
	自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災教育の実施</li> <li>○ 防災訓練の実施</li> </ul>	
広域自治体 国	○ 防災教育への支援		
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発災時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。とりわけ、高齢者などの災害時要援護者に対して適切な支援が必要で、市民一人ひとりの共同の取り組みへの参画や防災市民組織の活動が重要である。</li> <li>● 事業所は、地域の一員として救助活動を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割が求められているので、事業所の防災力の一層の向上が必要である。</li> </ul>		

<p>事例</p>	<p><b>&lt;いのちを守る防災教育&gt;</b>  ○岩手県釜石市では、津波により多数の死者・行方不明者が出たが、小中学生の生存率は 99.8% と多くの命が助かった。これには学校教育を通じた防災教育が功を奏したと言われている。釜石市のアドバイザーである群馬大学の片田教授は「避難 3 原則(想定にとられるな、最善を尽くせ、避難率先者たれ)」を子どもたちに教え、災害時に「自らの命を主体的に守る“姿勢”」を身につけることを指導してきている。この原則をもとに、市内小中学校では、避難訓練はもとより、授業教材にも地震や津波をテーマとして取り入れるなど、防災への取り組みを日常的に行っていた。(2011 年/東日本大震災) &lt;A&gt;</p> <p><b>&lt;防災教育の多様な実践&gt;</b>  ○阪神・淡路大震災以降、地方公共団体の幹部や防災担当職員、消防職員、消防団員、自主防災組織メンバーや地域住民等に対する防災教育に関する検討が進められている。これらを踏まえた研修や講座等の開催やインターネットを活用した学習プログラムなど、様々な取り組みもなされている。(1995年/阪神・淡路大震災) &lt;B&gt;</p> <p><b>&lt;障害者をどう支えるか 市民が自主的に避難訓練&gt;</b>  ○岩手、宮城、福島3県で、障害者手帳所持者 1,655 人が東日本大震災の犠牲となったことが、各県の調査などで分かった。災害時に障害者をどう支えるのかという課題が浮き彫りになった。障害者を在宅介護する家族の中には、自主的に防災対策を検討する動きも出ている。例えば、仙台市泉区の「障がいのある子どもたちの防災勉強会」では、障害者や高齢者を交え日常的に避難訓練を実施していた石巻市牡鹿地区で、要援護者の犠牲が少なかったことが報告された。(2011 年/東日本大震災) &lt;I&gt;</p>
<p>海外でできること</p>	<p>○防災教育の実施（防災教育教材の作成、防災教育プログラムの開発と普及）  ○防災訓練の実施（多様な防災訓練プログラムの開発と実践）</p> <p>【（参考）JICAで実施中（済み）案件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トルコ国防災教育プロジェクト（2010～2013）</li> </ul>